



農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(青森県平内町議会(第二七二二号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(青森県八戸町議会(第二七二二号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(青森県東北町議会(第二七二三号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(青森県風間浦村議会(第二七二四号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(青森県佐井村議会(第二七二五号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(青森県新郷村議会(第二七二六号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(宮城県柴田町議会(第二七二七号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(宮城県松島町議会(第二七二八号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(宮城県大郷町議会(第二七二九号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(山形市議会(第二七三〇号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(福島県須賀川市議会(第二七三二一号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(福島県相馬市議会(第二七三三二号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(新潟県村上市議会(第二七三三三号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(長野県原村議会(第二七三四号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(徳島県上板町議会(第二七三三三二五号))

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(大分県由布市議会(第二七三三三六号))

農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を  
推進するための意見書(宮城県白石市議会)  
(第二七三七七号)

推進を進めるための意見書(宮城県柴田町議会)  
(第二七三三九号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提  
出(第二八号))

農林水産関係の基本施策に関する件

○北村委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調  
査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林  
水産省大臣官房総括審議官山口英彰君、消費・安  
全局長今城健晴君、生産局長枝元真徹君、経営局  
長大澤誠君、農村振興局長佐藤速水君、政策統括  
官柄澤彰君、林野庁長官今井敏君、水産庁長官佐  
藤一雄君、内閣府地方創生推進事務局次長川上尚  
貴君、文部科学省大臣官房審議官松尾泰樹君、厚  
生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
長北島智子君の出席を求め、説明を聴取いたした  
いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北村委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○北村委員長 質疑の申し出がありますので、順  
次これを許します。斎藤洋明君。

○斎藤洋明委員 自由民主党の斎藤洋明でござい  
ます。

本日は、農林水産関係の基本施策に関する件に  
つきまして質問をさせていただきます。

私自身も、水田作農業主体の新潟県の出身であ  
ります。農政の主体は、主人公、主役は、言うま  
でもなく農業、農業者であります。

きのうも新潟県の胎内市鉢江集落というところ

の農家組合の総会に出席をさせていただいて、意  
見交換してまいりました。この集落は、水田が五  
十二町歩、七十世帯の中山間地域であります。生  
き残りをかけて、一生懸命、今、水田作農業に  
取り組んでいます。また、将来の展望を自分た  
ちの手で描くためにさまざまな努力をしております。  
そういつた意見交換の成果も踏まえなが  
ら、きょう質問させていただきます。

まず第一に、新潟県の水田作農業ということに  
つきまして、この新潟県の水田作農業の発展に向  
けた決意をぜひ新潟県出身の細田政務官からお伺  
いしたいと思います。

○細田大臣政務官 御質問いただきましてありが  
とうございました。

まず、斎藤先生には、日ごろから新潟県の農業  
振興について大所高所から御指導いただいている  
ことに改めて心から御礼を申し上げます。本日に  
ありがとうございます。

豪雪地帯でもある私どもの地元の新潟県は、低  
湿地帯を多く抱え、畑作物への転換が難しい地理  
的条件のもと、全国屈指の米の産地として発展を  
図ってまいりました。

私も、大臣政務官としては日本全体の農業、農  
村振興について考えるべき立場ではございます  
が、新潟県選出国會議員として、新潟県の米農業  
振興にかける思いというのは斎藤先生と全く同一  
でございます。

今後とも、斎藤先生とともに、新潟県の農業、  
特に米農業の振興を図ってまいれる所存でござい  
ます。ぜひ、引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお  
願ひいたします。

○斎藤洋明委員 ありがとうございます。

今お話ありましたとおり、積雪地帯かつ低湿地  
という部分で、なかなか他作物への転作が難しい  
という部分でございます。かつ、新潟県のコシヒ  
カリのその年の値段が全国の主食用米の価格を決  
めるリーダーになっているという部分もあります  
ので、これは全国の水田作農業の発展のために  
も、ぜひ新潟県の水田作農業の発展に引き続き取

り組んでまいりたいと考えております。

二点目に、いわゆる三十年問題についてお伺い  
をしたいと思ひます。

三十年以降、生産調整がどのように進むのかと  
いうことにつきまして、多くの農家、農業者の方  
が御不安を感じておられると思ひます。そこで、  
三十年度以降の生産調整に向けた決意をお伺いし  
たいと思ひます。

○細田大臣政務官 今御指摘のあった米政策の見  
直しについてでございますが、米の直接支払交付  
金を二十九年度限りで廃止し、三十年産を目途  
に、産地、生産者みずからの経営判断により需要  
に応じた生産が行われるようにすることとしてお  
ります。

私も農林水産省といたしましては、三十年産  
以降もきめ細かな情報提供や水田フル活用の支援  
等を行い、農業者の皆様方に安心して需要に応じ  
た生産に取り組んでいただけるよう全力で取り組  
んでまいりたいというふうに考えております。

○斎藤洋明委員 ありがとうございます。

三十年産米以降の生産調整につきましてはいろ  
いろな御意見を伺ひしますが、私自身は、三十  
年産米以降、生産調整については順調に進むので  
はないかということを楽し観的に捉えております。

その根拠として、二十七年産、二十八年産  
の生産数量目標は達成をできたということがあり  
ます。この背景には、一つには戦略作物の助成な  
ど政策誘導もありましたし、また、二十六年産米  
の主食用米が非常に厳しい値段になったというこ  
とで、農家自身がまさに経営判断をしていたとい  
うことがあると思っております。

ですので、三十年産米も作付過剰が解消され  
て、米価が安定をする方向に行っていると思ひま  
すし、政府にはぜひそういう取り組みを引き続き  
お願いしたいと思っております。

続きまして、この生産調整と関連しまして、戸  
別所得補償、経営安定対策において、米の直接支  
払いと生産調整をリンクさせた制度となっており  
ました。この成果を実際どういうふう評価すべ

きなのかについて政府のお考えをお伺いしたいと思います。

○細田大臣政務官 ありがとうございます。

戸別所得補償制度の評価でございます。

これはさまざまな御意見があるかと思いますが、一般的に、私どもとしては、まず、全ての販売農家を対象とすることで農地の流動化のペースをおくらせたという側面がある。また、米については過剰生産の傾向を助長させ、ひいては米価格の低下傾向を加速させたという面がある。また、予算の配分でございますが、農業基盤整備の予算を結果として大幅に削減したために、我が国の米の生産基盤が崩壊するおそれがあったというふうな考えをしております。実際に生産数量目標も達成されず、農地流動化のペースも停滞したといった状況が続いております。

私どもとしては、現在、戸別所得補償の減額とともに、強い農業の実現に向け、農地中間管理機構による担い手への農地集積や、需要のある麦、大豆、餌米等の生産振興を図ることによって農地のフル活用を図るなど、前向きな政策を強化したところでございます。

引き続き、農業の成長産業化を実現し、農家の所得を向上させるための政策を、斎藤先生にも御助力をいただきまして、力強く推進してまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

農業政策は、これは我が国だけではなくて、欧米もさまざまな取り組みをして、あるいはあるときには政策効果が上がらなかったり、あるいはまた耕作環境が変わって政策転換するということがございます。ですので、経営安定対策、戸別所得補償につきましては一定の意義はあったとも考えますが、一方で、今御答弁いただきましたとおり、土地改良予算を確保できなかったりですとか、あるいは生産過剰の問題を解決できなかったという点で限界があったと私は考えております。よく十アール当たりの単価で議論をしますが、

玄米六十キログラム当たりで換算しますと、一万五千円が例えば千七百円ぐらいの補助ということになります。この千七百円の補助は得られたけれども、土地改良予算につきましては、これも生産数量で割りますと、一俵当たり土地改良予算が二千円以上削減されて、確保した財源を使つたというふうに私は理解をしております。

もちろん、農家にとつては、直接支払いでもありがたいし、米価が上がることによって収入が上がることもありがたい、土地改良予算ももちろんつけてもらわないとこれは生産環境が整備されないということ、ジレンマの中で、今の米の生産環境からすれば、私の意見としては、今後は米価をしっかりと安定させるということに努めていたいただきたいのと、それから、土地改良予算を確保してもらつて土地改良事業をしつかり進めてほしいということを考えておりますので、ぜひお取り組みをお願いしたいと思っております。

続きまして、農家の所得を向上させるには収入をふやすか、さなければ支出を減らすしかないということとは自明の理であります、その支出を減少させるためのコスト削減に向けた意気込みを政府からお伺いしたいと思っております。

○齋藤副大臣 農業者の所得向上を図っていくためには当然生産コストの削減というのが重要であるわけであります。昨年十一月に策定されました農業競争力強化プログラムにおきまして、生産資材価格の引き下げ等を図ることとされております。

これらの取り組みを進めるために、現在、農業競争力強化支援法案を二月十日に国会に提出し、御議論いただいております。この国会で早期成立をお願いいたしております。この法案が成立した際には、本法案に盛り込まれた施策を着実に実施していくことによりまして、農業の競争力強化を図り、農業者の所得向上の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

農家の支出に占める農業資機材の割合は極めて高いという統計からしましても、ぜひこのコスト削減に向けた取り組みをお願いしたいと思っております。

例えば、きのうお伺いした中では、積雪地ではトラクターを除雪用にもアタッチメントをつけて使いますが、除雪作業中に三十馬力級のトラクターが故障したと。調べてみたらキャタピラの部分が切れていた。キャタピラの修理で見積もりが五十万円。よく見たらシャフトも折れていた。折れたシャフトの破片がミツシヨンの中にかみ込んでしまつていて、ミツシヨンを完全に分解しないと修理ができない。この見積もりが百万円。それで百五十万円。それで、ディーラーの方に相談したら、もうこれは新品を買った方がいいでしょうということ、三百二十七万円の三十二馬力のトラクターを購入したということがありまして、これでは経営は圧迫されます。ですので、ぜひ、農業資機材の値下げということについて、政府を挙げて取り組みをお願いしたいと思っております。

次に、いわゆる農業改革の中でJ Aの改革というお話がありました。今、例えば農林水産省のアンケート調査によりまして、農業者の七割の方が農協から農業資機材を購入していて、多くの評価項目については高い満足をしている。ただ、価格につきましては、できればもう少し頑張つていただきたいというような結果であったということとを伺っております。

J A改革はまさに自己改革ということを既に位置づけていただいたところでありますが、その自己改革の成果への政府の期待を御答弁いただきましたと思っております。

○細田大臣政務官 ありがとうございます。

随時御答弁を差し上げており、農協は農業者によって自主的に設立された民間組織であり、その改革は自己改革が基本であるというふうな私どもも考えております。

今回の農協改革においては、農協は事業の実施に当たり農業所得の増大に最大限配慮するといつ

た理念に沿って、現在、各農協で自己改革の取り組みが行われているというふうな承知をしております。

私ども農林水産省としては、こうした改革が着実に進み、成果を上げることにより農業者の所得の向上につながることを大いに期待しているというところでございます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

私も、多くの現場の農協職員の方も知っておりますし、また役員の方々とも意見交換をしますけれども、非常に一生懸命、農家自身が生き残れないければ農協もまた生き残れないということをしつかり頭に入れて努力をしていただいておりますので、我々もその自己改革を応援するという立場を徹底したいと思っております。

次に、土地改良事業、これは今後も不可欠であると思っております。ましてや、農家のコスト削減ということと、それから条件不利地でも水田作農業を続けていくためには不可欠だと考えておりますが、土地改良事業に向けた意気込みをお伺いしたいと思っております。

○細田大臣政務官 ありがとうございます。

御指摘のとおり、農業の構造改革を進めていくためには、農地の大区画化等により生産コストの削減や担い手への農地集積、集約化を加速化することが必要であり、土地改良事業はこのために非常に重要なものであるというふうな考えております。

今後とも、斎藤先生の御意見も踏まえて、土地改良事業の地域からの要望に応じられるよう、計画的かつ安定的な事業の推進に必要な予算の確保に全力で努めてまいりたいというふうな考えております。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

この土地改良事業、圃場整備が進んでいない地域におきましては、平場であつてもかなり小規模、小区画の田んぼで、一日じゅう機械を上げたりおろしたりしているというふうな声もありますし、また、条件不利地でも、せめて圃場整備を

やつてもらって、あとはしつかり経営努力で頑張っていきたいという声も多く伺いますので、ぜひこの土地改良事業は力を入れて進めていただきたいと思っています。

最後に、直接支払いの廃止後、三十年以降の水田作農業の将来について、もちろん、我々自身も、地元で将来の展望の持てるような説明もしなければいけませんし、また、そういう政策を今後ともつくっていくかなければいけません、ぜひ、米農家の所得向上ということに直接向けた決意を大臣からお伺いしたいと思っています。

○山本(有)国務大臣 我が国の農業は、ちょうど申し上げるまでもなく、平均年齢が六十六歳を超えておりますし、耕作放棄地も年々ふえております。こういった中で、こうした農業の活性化が待たなしの喫緊の課題であるということは申し上げるまでもありません。そのための改革を進めさせていただいているわけでございます。

また、戸別所得補償制度も改めて、新しい農業への組み込み、つまり、強い農業の実現、あるいは農地中間管理機構による担い手への集積、需要のある麦、大豆、飼料米の生産振興を図るというような考え方のもとに政策を展開していきたいと思っております。

特に、三十年産を目途に米の生産調整を見直すということとしておりまして、農業者がマーケットを見ながらみずからの経営判断で需要に応じた生産が行われるようにということでございます。

先ほど細田政務官も申し上げましたとおり、コストを削減し、そして、農業の成長産業化をさらに実現する、輸出に注力するというようなことで、農業の競争力強化と農家の所得向上、これを図っていく所存でございます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

時間が来たので終わりますが、私は、水田作農家の経営を支えるものはやはり米価の安定、これに尽きるところでございます。米価の安定のためには国内の需給を締めてやる必要があります、そのために直接支払いではないやり方でしつかり米

価を安定させるんだということが必要だと思えますので、そのメッセージも引き続き私も発信をしてみたいと思っております。

きょうはどうもありがとうございます。

○北村委員長 次に、真山祐一君。

○真山委員 おはようございます。公明党の真山祐一でございます。

本日は、農水委員会におきまして一般質疑の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。せっかくの機会でございますので、現場を回りながら感じていること、またお聞きしたことを中心にお聞きをさせていただきたいと思えます。まず一点目は、今年の雪害対策についてお伺いをさせていただきます。

本年は、総じて雪が多かったわけではございませんけれども、局的に、また短期間で集中的に降ったこともございまして、各地で雪害が発生しております。ビニールハウスの倒壊であるとか枝折れとかが発生しております、また、西日本においても例年になく雪が降りました。

先般の本委員会の大臣所信質疑におきましても、同僚の中川議員がこの雪害対策について政府の対策を求めたところでもございまして、また各地からの要望も上がっております。また、自由民主党様におかれましても、雪害対策に関する提言、取りまとめをされているとお聞きしております。

私は比例東北ブロック選出でございますけれども、ふだんから例年から雪の多い東北地方におきましても日本海側を中心に雪害に見舞われまして、私自身も山形県の天童市とか河北町、寒河江市、また朝日町等、特に雪の多い地域を中心に雪害の状況を訪問させていただきまして、ハウスの倒壊も複数発生しておりますし、また果樹の生産地でもございまして、やはり倒木、枝折れ等の被害状況を確認したところでございます。

雪も大分落ちつき、春となりまして、この被害状況が明らかになってきておりますけれども、本年の雪害に対する政府の対策について、農林水産

大臣に答弁をお願いいたします。

○山本(有)国務大臣 ことしの一月、二月を中心としたしまして、大雪等により、東北地方、近畿地方、中国地方等の二十八府県におきまして局地的な被害が発生いたしております。

具体的に申し上げますと、果樹の倒木、枝折れで七・一億円、農業用ハウス等の損壊で三十七・九億円、農林水産関係全体では約五十九億円の被害が発生しております。

農林水産省では、地方公共団体等からの要望を踏まえまして、被災農林漁業者の一日も早い経営の再開に向けまして、まず一番目に共済金等の早期支払い、二番目に被害果樹等に対する支援、三番目に農業用ハウス等の導入の支援、これらの支援対策を三月三十一日に公表したところでございます。

この中で、果樹の倒木や枝折れへの対策につきましては、被害を受けた木の撤去や苗木の購入への助成、改植後の未収益期間における管理のための必要な肥料代や農薬代に対する助成を措置いたしました。また、通常の支援の場合には、優良品目への転換や新品種への改植を一定面積をまともに行うことが要件となっております。しかし、自然災害時の特例といたしまして、この要件を緩和いたしました。被害樹と同一品種への改植、被害を受けた木ごとの改植、そうしたものを可能とするようにいたしましたところでございます。

農林水産省としましては、このような支援を通じて、被災された農林漁業者の方々が希望を持って営農を継続できるよう、なお支援をしつかりしてまいりたいというふうに思っております。

○真山委員 ありがとうございます。

ただいま御答弁いただきました内容、先ほど冒頭申したとおり、雪が決して総じては多くない中で、でき得る限りの対策を今回講じていただくことと思えます。まさに大臣最後におっしゃいましたとおり、安心してこれからは営農が続いていく、そういった意味では本当に農業者に対して希望を送るものだというふうに思いますので、引き

続きまして御支援をお願いいたします。

次の質問をさせていただきますけれども、これは原発事故に伴う、特に原木の露地栽培のキノコの件についてお伺いをさせていただきます。

原木の露地栽培キノコにつきましては出荷制限がかかりましたが、放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドラインがつくられまして、これに基づいて適切な栽培管理を行うことで解除が可能でございます。

しかし、先日、宮城県の生産者をお伺いさせていただきましたところ、やはり、このガイドラインのプロセスが非常に細かく多岐にわたる、これは栽培管理をするときには当然のことではあるんですけれども、一人一人の生産者にとりましては、対策を講じることがなかなか負担が重いというところに加えて、この対策を講じることによる追加の費用負担、これが重くのしかかって、なかなか前向きにこのガイドラインに基づく取り組みがしづらいというのを伺いました。そういう意味では、きめ細やかな人的な支援も必要かと考えております。

また、露地栽培ではなくて、野生キノコまた山菜についても出荷制限が続いております。この野生生物は確かに生産、流通、管理が非常に難しいというところは私も重々承知しておりますけれども、やはり農山村で暮らす農業者にとりましては貴重な生活の糧であり、また生きがいでもございました。それが六年間も続いているというのは異常事態と言わざるを得ないというふうに思います。

これまでも別の委員会ですけれども質問を私も何度もさせていただいてまいりましたが、政府にも対策を求めてまいりましたけれども、この件について、ぜひ農林水産大臣に御認識をいただいて、そのイニシアチブで対策を講じていただきたいと思ひまして、本件に関する農林水産大臣の御所見、御決意をお伺いさせていただきます。

○山本(有)国務大臣 東北地方の農家の複合経営にとりまして、キノコというのは大変重要な作物

であろうというように思っております。

原木キノコの生産につきましては、平成二十五年の林野庁の策定で、放射性物質低減のための原木キノコ栽培管理ガイドラインを定めております。これは、生産現場におきまして、原木につきましては放射性物質が一キログラム当たり五十ベクレル以下のものを使用すること、原木やほだ木はシートにより被覆すること、キノコの出荷前には放射性物質検査を行うこと等を実施するよう指導を徹底したところでございまして、順次、出荷制限の解除がこの分野で進んでおります。

こうしたガイドラインを遵守する過程で、現場で生じる御指摘の労力負担、経費負担、こういったものを軽減するために、農林水産省では、生産者に対して、原木洗浄等に必要の機材導入への支援を行うこととともに、関係都県に対しまして、負担の少ない栽培管理手法を開発、提供し、生産者指導の支援を行っているところでございます。

また、御指摘の野生のキノコや山菜についてでございますが、栽培キノコに比べまして出荷制限の解除が大幅におくれておりました。平成二十七年十一月に、出荷制限の解除に向けたモニタリング検査の実施期間や検体数等の運用方針を関係都県に通知いたしまして、都県と連携して出荷制限解除を推進してきたところでございます。この成果もありまして、既に青森県のアラタケ、岩手県のカサネ等が出荷制限が解除されております。今後とも、現場の実態を踏まえまして、原木キノコや野生キノコ等の出荷制限の解除にしっかりと取り組んでまいりたいというように思っております。

○真山委員 キノコ、また山菜、これは露地栽培も含めて、野生物も含めてでございますけれども、決して農業者の数は多くはありません。また、産出額も決して多くはない領域ではございますけれども、ぜひ生産者の皆さんのお声をよくお酌み取りいただいて、これまでも随時農水省としてお取り組みいただいておりますけれども、さら

なるきめ細やかな御支援といえますか、そういった機会をつくっていただきたいとお願いをさせていただくところでございます。

それでは、少し時間が迫ってまいりましたので、ちよつと順番を入れかえさせていただいて、先に、通告の四番目でございます輸出の件についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

先般、衆議院を通過いたしました農業競争力支援法の議論の中でも、参考人の方から、輸出に関するいろいろの論述、陳述がございました。

また、先般、公明党といたしましても、JA全農さんから事業改革に関するヒアリングを行わせていただきました。そうした取り組みの中に、やはり米の輸出に関する項目がございまして、「米の輸出用産地(低コスト多収栽培)の育成」というのが一つの項目として全農さんの事業改革の中でも上がっているわけでございます。

実は、私が住む福島県喜多方市、会津地方でございますけれども、喜多方市で、要は輸出用米の産地づくりの実証地区になっておりまして、私も現地の視察と、生産者、JA関係者、また行政の取り組み、それぞれヒアリングをさせていただきました。

そこで生産された県のオリジナル品種のお米であります天のつぶというのがございましてけれども、昨年、EU圏においては初めて、ちよつとEU離脱の話もございまして、イギリス・ロンドンに輸出が二トン、初めて実現をいたしました。

こうした米の輸出の取り組み、可能性について、これまでも本委員会たびたび議論がなされてきたわけでございますし、また、単に精米、玄米として輸出するだけではなくて、日本酒、またバック御飯といった、要は加工品として米の輸出を図っていく、こうした取り組みも農水省として大いに推進しているところでございますし、またさらなる推進が必要と考えてございます。

また、こうした取り組みを推進していくためには、やはり国際競争力のあるお米の産地づくり、

これが重要であると考えておりますけれども、私の認識不足かもしれませんけれども、輸出用米の産地づくり支援という観点ではまだちよつと支援の手が手薄いのかというふうに感じておりますけれども、この米の輸出、産地づくりについて農林水産省の見解をお伺いします。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、我が国のマーケットが主食用米の需要が減少しておりますので、主食用米以外の作物への転換とあわせまして、海外における日本産米の需要を拡大していくことが重要でございます。

昨年の輸出量を見ますと、平成二十八年九千九百八十六トンということで、前年から三・一％増ということで堅調に伸びているということでございます。

こういった米の輸出の拡大を図るためには、まだまだ日本産米の受け入れの余地があると思われまして海外マーケットに対して現地ニーズに合ったプロモーションを行う、また、御指摘ございましたように、炊飯器がなくても日本で食べるのと遜色なく食べられるいわゆるバック御飯などの加工形態での商品、売り方の多様化、さらに専用の産地づくりというふうなお話もございましたが、担い手への農地集積なり資材費の低減による生産コストの削減ということが重要な課題でございます。

その際、お尋ねがございました、輸出を前提とした産地づくりを行うという観点から、私どもいろいろな事業を活用しまして、高品質な状態で米を長期輸送、保管するための真空包装設備などを備えまして乾燥調製貯蔵施設の整備などを国の事業として御支援申し上げているところでございます。

今私ども、米、米加工品を合わせまして輸出目標六百億円ということで目標を掲げておりますので、この可能な限りの前倒し達成に向けて全力で引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

○真山委員 先ほど御答弁の中にもございました

とおり、やはりこれから米の需要拡大を図る一つのマーケットを海外にも求められるわけでございまして、そういった観点でも、この米の輸出の産地づくり、やはり強化していくべきだと私は考えておりますので、どうぞよろしく御願い申し上げます。

時間となりました。以上でございます。

○北村委員長 次に、吉田豊史君。

○吉田(豊)委員 日本維新の会の吉田です。おはようございます。ありがとうございます。

きょうは、御配慮いただきまして、朝一番の質問とさせていただきます。本場にありがとうございます。

前々回、漁業というところで、攻めの漁業として養殖というものを取り上げさせていただきましたが、引き続きそこを少し深めていきたいというふうに考えております。

最初から恐縮ですが、山本大臣、きょうのお昼御飯はもう決まっておりますしやいますか、何を食べるか。

○山本(有)国務大臣 日常、大体おそばを食べております。

○吉田(豊)委員 きょうは私はウナギの質問をしますので、そばじゃなくてウナギにしようかなと思つていただけるぐらいに、少し情報を皆様へ御提供したいと思っております。

漁業の養殖業というところで、我が国はやはり海洋大国ですので、全て漁業というときに海を思い浮かべるわけですね。けれども、世界全体を見てもみまると、養殖という話になったときに、海面、海洋での養殖というところが主流かというところ、そういうわけでもない現状があるということ、前回確認させていただいて、今回は特に内水面の養殖ということで少しお聞きしたいと思うわけです。

改めて、この内水面の養殖業、我が国において、これがどのような位置づけであり、どのような概要になっているのか、ここを確認させていただきたいと思ひます。

○佐藤(二)政府参考人 お答えいたします。

近年、世界の内水面養殖業の生産量につきましては増加傾向にございまして、平成二十二年が三千六百万トンであったわけですが、平成二十七年になりますと四千八百万トンということで、五年間で千二百万トンほど増加しております。

他方、我が国の方を見ますと、平成二十七年でございしますが、日本の内水面養殖業の生産量は約三万六千トンということで、この五年間おむね横ばいで推移しているところでございます。

我が国における内水面養殖業は、今先生の方からお話ありましたウナギあるいはコイといったような和食文化と密接にかかわる食用水産物を供給するほか、河川への放流種苗の生産を通じて、釣り場等の形成に重要な役割を果たしております。豊かな国民生活の形成に大きく寄与している、このように考えているところでございます。

○吉田(豊)委員 今ほどの長官の答弁にありましたように、内水面、我が国でいうとやはりウナギが出てくるわけです。

ウナギというのは、よく御存じの方も多いと思いますが、近年まではどこで卵を産むのかさかわからない状況にあつて、そして、通常、例えば魚でいうとサケとかは、私たちの頭の中のイメージにも、川に戻ってきて卵を産むところから始まって、それから川を下って行って、海に行つて一回りして戻ってくる、こういうサイクル、全体像がわかるんですけれども、ウナギについてはそれさえわからない状況にあつたところ。それから、ウナギを今、我が国の内水面での養殖は中心に置いてやっているという現実もあるわけで、改めてウナギということの重要性を確認したいなと思ひます。

いつも申し上げていますが、私たちが扱う農林水産業は全て、産業という位置づけからすれば、当然消費者がどのようなニーズを持っていられるかというところ、そこからきちっと攻めていく、そういう考え方が実は一番大事なわけ

です。それで一つ一つを、どこにニーズがあるのかと、それを把握した上で攻めの農林水産業に入っていく、こういうプロセスになると思ひます。

その意味で、ウナギというのは国民全体にとつて非常に人気のある食べ物であることは間違いないし、何よりも和食、食が今非常に注目されているという中にあつては、ウナギというのは、僕は断言してもいいんですけれども、世界が注目する。今、日本食といえはすしとかてんぷらとかすき焼きとか言っていますけれども、ウナギというのは必ず世界はさちさと我が国の食べ物、日本食のトップスターの一つになる、こういうふうな考えています。歴史がある、それから食べ方、それから我が国の中でも東西にも違いがある、そして非常にシンプルなおもしろいところ、こういうところ、本当にいろいろな要素をたくさん持っているわけです。

ぜひ、ウナギにかかわる部分の生産、消費を拡大していきたい、こう思うわけですけれども、それに当たっては、天然物ということの難しさも、もとのベースとして前提にあるわけで、それから、天然物となると、非常に需要が高まっているということからすると、とればとるほど今度はその先のことの将来が不安になっていくということも間違いないわけです。

改めて、ウナギ、これについては、ワシントン条約という言葉が最近よく出てきます。一方で、今現在ではさまざまな生物をきちっと保護していかなくちゃいけない、こういう流れも並行して進んでいるという中にあつて、ウナギというものの消費、それがワシントン条約という関係において何か考えるべきことが今目の前に起こっているんじゃないかというふうに私は思っていますけれども、改めてこの状況について現状を確認させていただきたいと思ひます。

○佐藤(二)政府参考人 お答えいたします。今先生の方から御指摘ございましたワシントン条約でございますが、これは輸出国と輸入国とが

協力して、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制するといったことを、そしてその保護を図ることを目的とした条約でございます。

それで、具体的に申し上げますと、附属書Ⅰといたったものがございまして、ここに掲げられた種は国際商業取引が原則禁止となります。例えばミンクジラあるいはウミガメ、こういったものがございます。それともう一つ、附属書Ⅱといたったものがございまして、ここに掲載された種は国際商業取引に当たりまして輸出国による輸出許可書の発給が必要となる、こういうような仕組みになっております。

我が国は、国内で食用として最も一般的に流通しているニホンウナギについては、年により変動はあるものの、製品の六割程度、養殖用種苗の五割程度を輸入しておるところでございます。このため、仮にニホンウナギが附属書Ⅰに掲載された場合には、養殖業あるいは国民の食生活、食文化に非常に大きな影響を与えることが予想されるところでございます。

また、このニホンウナギが附属書Ⅱに掲載された場合でも、輸出許可書の発給について輸出国側がどのように判断するかは不明でございます。我が国の輸出货量がどのように変化するかを含め、現段階でその影響を正確に予測することは困難でございます。

我が国としては、ニホンウナギを含みますウナギ種の保存管理は、ワシントン条約の附属書掲載による国際取引規制ではなくして、中国あるいは韓国といったような関係国、地域間の協力に基づく資源管理の取り組みによりまして行われるべきものと考えておりまして、東アジアの関係国、地域に対する働きかけを含めまして、ニホンウナギを含むウナギ類の資源管理に引き続きしっかりと取り組みまして、次回締結国会議でニホンウナギの附属書掲載が提案されないよう努めていきたい、このように考えているところでございます。

○吉田(豊)委員 しつかりとそういう状況を把握された上で、ただ、私が思ひますのは、鯨のとき

もそうだったと思うけれども、結局は世界というにはある意味勝手なんです。何か気づいて、そして自分たちがこうだと思つたら、それを数の力で、各国の固有の食文化とかそういうことについては全く配慮をせずに、一つの大きな生物の保護、そういう題目、あるいは、まあまあ保護という言葉になるんでしようけれども、そこで全てを白か黒か結論を出していく、こういうのが歴史なわけですね。

だから、いつ、別にウナギのみならず、さまざまな私たちに大切な食材がそのリストに載つけられて、そしていきなりだめだと言われる可能性はあるわけで、そうすると、もちろんそうならないための努力も必要だけれども、平生からのこういう準備をしていくのかということ、そして、養殖というものの自身が、そこに私たちが食文化を継続していく道での新たな可能性という、唯一の新しい道かもしれないということの重要性も、ぜひ、より認識していただいて進めていただきたいと思ひます。

改めて、今、この部分を含めて、国が、ウナギの資源管理という意味で、漁業は資源管理も含めてあわせて行っていくことの重要性ということを確認させていただいておりますが、大臣から御認識を伺いたいと思ひます。

○山本(有)国務大臣 ウナギの養殖に用いるシラスウナギでございます。日本から約二千キロ離れた西マリアナ海嶺で生まれます。黒潮に乗って、我が国を初めとした東アジアに遡遊するものでございます。

我が国でのシラスウナギの捕獲量は、昭和五十年代後半以降、低水準かつ減少傾向でございす。その持続的利用を確保するためには、国内外での資源管理が重要であることは申し上げるまでもありません。

このために、ニホンウナギの国際的な資源管理につきまして、平成二十六年九月、同じ資源を利用する日本、中国、韓国、台湾、この四カ国・地域で、池入れ数量の制限に取り組むことを決定い



たしました。毎年各国、地域の池入れ数量の上限を設定し、資源管理に取り組んでいるところがございます。

国内におきましては、内水面漁業の振興に関する法律に基づきまして、平成二十七年六月、ウナギ養殖業を許可制にしたところでございます。また、ウナギ養殖業者、シラスウナギ採捕業者、親ウナギ漁業者、この三者が三位一体となって池入れ数量の制限、シラスウナギ採捕期間の短縮、親ウナギ漁獲抑制等の資源管理を現在進めているところでございます。

このような国内外の取り組みを両輪といたしまして、ニホンウナギの資源管理を推進してまいりたいというように思っております。

○吉田(豊)委員 今ほど大臣に御紹介いただきましたように、ウナギの一生という意味では、非常にエリアが大きいんですね。想像を絶する大きさでウナギ自身が移動している。我が国にいてウナギがどこに行つて卵を産むかという、二十キロという、もう日本列島よりも長い、それだけの距離をいつの間にか動いてマリアナまで行つて、そこで卵を産んで、そこからまた回つてきて、ただ、回つてくるときに、黒潮とおっしゃったように、潮流ですから、そのときそのときの季節あるいは毎年の気象によつてどこにどう流れていくかわからないという根本的な不安定要素があるということも今明らかになっているわけです。

その上で、養殖するために、今現状は、稚魚をとつてそれを育てていくというやり方しかないわけ、そうすると、どこの国の方にその稚魚が流れていくかということによつて、それぞれ受け入れようと思つている国の中でもさまざまな問題になるという、実際そうでしょうから、よりこの部分について安定させていくその努力というのは必要だということを確認させていただきました。そうすると、当然、養殖というところをどう視野に入れて一日も早く確立していくかということに話はなると思います。

養殖というときに、完全養殖という言葉がありますが、完全とつくと、どういうことかという、一サイクル回して、そしてその親が卵を産んで、その卵をもつてもう一回次に回していく。これが自己完結しているという意味で完全養殖という言葉になると思いますが、実は、このウナギの完全養殖ということを考えると、幾つかボトルネックになる大きな問題があるということをお聞きしておりますので、まず、そこをちよつと確認したいので、御紹介いただきたいと思ひます。

○佐藤(一)政府参考人 お答えいたします。

ウナギの完全養殖、これを商業化するために今取り組んでいるわけでございますが、四つほど大きな課題がございます。

一つは、先生から御指摘がありました天然の卵が入手できない、もう一つは、繁殖に用いるウナギの性と成熟をコントロールできない、また、稚魚の餌、そしてまた稚魚の飼育に当たつての水の管理といったことが課題になっているところでございます。

○吉田(豊)委員 大きく四つ今出してもらいましたけれども、特に私がやはり一番びっくりしましたのは、どうして、サケ・マスの卵、川に上つてきたのを採卵して、やなでも何でもいいですけれども川でとつて、そしてその卵を回していくという、全ての全体像を人の管理の中に置けるんですけれども、よくよく考えてみますと、このウナギというのは卵を産む場所が日本じゃないということが全く違うんですね、通常のサケ・マスの魚と。そうすると、卵を確保しようと思つても、マリアナ海溝の底に行かないととれないとなれば、もともと物理的にもそれは不可能な話で、そこから、ではどうやっていくのかというこの課題が幾つも出てくるわけです。

今四つほどおっしゃいましたけれども、その中で、結局は完全養殖に向けての技術を確立するということが、世界の中で日本がやはりトップレベルにあつて、そしてその技術を持つことができれば、

ば、先ほど大臣が御紹介いただいたように、ウナギについては当然需要があるわけですから、いろいろなところでそれを材料にしてビジネス化していくという可能性はあると思ひますが、結局は、今国会でも上がりました種子法という意味でいうと、種子、その一番もとになるものを押さえたところがその分野を制する、そういうことだと思ひます。

ですから、このウナギ一つをとつても、卵のところからきちつとその管理ができる、そういうことを技術を持つということこそが我が国の内水面の部分の優位性につながる、こう思うわけで、改めて、この四つの中で、とにかくこのボトルネックをどう解消するために我が国が動いているのかというところの状況をお聞きしたいと思います。

○佐藤(一)政府参考人 お答えいたします。

今申し上げました四つの点でございますが、一つ、天然の卵が入手できないことでございまして、これについては今先生御指摘のとおりでございます、大量に成熟した卵を確保することは困難でございますので、このため、陸上で親魚から卵を採取、ふ化する完全養殖の技術の開発が必要となっております。

また、二つ目の繁殖に用いるウナギの性と成熟をコントロールできない点がございまして、ウナギは養殖下ではストレスが原因で全て雄になるといったようなことによりまして、養殖場における飼育下におきまして雌化や性成熟させることが困難でございます。このため、この雌化や性成熟させるためのホルモンの開発が必要となっておりますのでございます。

また、三つ目の稚魚の餌でございますが、現在、アブラツノザメの卵をその餌として用いているわけでございますが、このアブラツノザメの卵を安定的に入手できないことから、これにかわる有効飼料が必要となつているところでございます。

四つ目の稚魚の飼育に当たつての水質管理でございますが、ふ化直後のウナギの仔魚というの

は、大海の清浄な環境下にあることから、飼育するためには、餌等による水の汚染を防止するため、きれいな澄んだ清浄な飼育水を大量に確保する必要がありますといったような点でございます。

現在、水産研究・教育機構を中心にいたしまして、産学官の連携によりまして、先ほど申し上げました採卵技術の開発等含めまして研究開発に取り組んでいるところでございまして、今後とも、ウナギの人工種苗の量産化の早期実現に向けてしっかりと取り組んでいきたい、このように考えておるところでございます。

○吉田(豊)委員 今ほど四つのことについては幾つかの技術的なボトルネックを御紹介いただきましたが、私は今努力していらつしやるといふことは確認させていただきました。

けれども、結局のところ、これは、卵から稚魚の部分については、結局は植物でいうと植物工場のようなレベルでの管理をしていかななくてははいけないという話だと思ひます。

実際、我が国は、農業のときもそうでしたけれども、養殖の技術というところからすると、例えばオランダだとかあちらの方がよっぽど、一つの箱の中では、さまざまなものを管理していくというところについては進んでいたんですね。それつて、我が国がやはりもともと農林水産業については恵まれた地域にあるというところだと思ひます。だから、恵まれていたから、そういう意味では非常にいろいろなことについては進んでいるんだけれども、改めてそれを技術化していく、そういう理論化していくとなつたときには、またやらないといけない部分というのは多いでしょう。ただ、理論化になれば、それこそ我が国の得意分野だと思ひます。

ここをぜひ、改めて、きょうの流れの中をとつても、いつこれがどうなるかわからないということと、もう一つは、やはりウナギ自身というものに特化してでも、これをどう主要な内水面の我が国のスター、宣伝のトップに持つてきて、それをやっていくためには、やはり大事なことは、生産

て行つたんですか、公務として行つたんですか。どちらですか、大臣。

○山本(有)国務大臣 一般論として申し上げれば、現役職員がＯＢ親睦団体など民間団体の行事に参加することやＯＢ職員と接触することにつき

に参加することやＯＢ職員と接触することにつきましては、国家公務員倫理法等関係法令や網紀保持マニュアル等を遵守していただいているわけでございます。仮に、これらの法令等に抵触するような行為を行っているとの情報があれば徹底的に調査するというところでございまして、入札等談合マニュアルに従って公正取引委員会へ通報するなど、そうした場合には適切に対処してまいり

また、九州農政局のホームページの話でござい  
ますけれども、九州農政局のホームページに掲載  
されている活動の実態について調べさせていただ  
きましたところ、南部九州土地改良調査管理事務  
所の職員五名が参加をしております。これは、平  
成二十八年七月二十四日の日曜日に行われたこと

もございまして、これらの職員はボランティアとしてプライベートで参加したということでございます。

○岡本(充)委員 いや、私が聞いたのは、それは次ですよ、大臣。早いんです。丹後会は近畿農政局です。読むところを間違えないでください。恥

ずかしいですよ。

近畿農政局のこの課長の挨拶は、公務で行っていますか、プライベートですか。

○山本(有)国務大臣 プライベートでございます。

○岡本(充)委員 そうしますと、この会に参加しているときには、課長はみずからの車なり交通機

関で行き、ここで何かがあってもこれは公務災害とされない、こういう整理でいいんですか。日程調整も全く農政局はタッチしていない、完全にプ

ライベートで呼ばれているんですか。プライベートで呼ばれているものに対して、こんな、課長挨拶として挨拶していいんでしょうか。どうです

か。



○山本(有)国務大臣 この丹後会につきましてでございますが、休日でございますして、また公用車を使用しておりませず、プライベートであくまで参加をしたということでございます。

○岡本(充)委員 ちょっと待ってください。課長としてこれは挨拶しているんですよ。来賓として呼んでいるんですよ。単なるプライベートなわけではないでしょう。

○岡本(充)委員 そうです。こういう課長としての挨拶を載せることはいいんですか。これは、全く無許可で載せられているんですか、それとも、当然、内容はこれでいいですかと確認を受けていますね。どうですか。

○山本(有)国務大臣 あくまで、近畿農政局農地整備課長。これは休日に、公用車を使用せず、プライベートで参加した、こういうことでございいます。

○岡本(充)委員 それで、こういう課長としての挨拶を載せることはいいんですか。これは、全く無許可で載せられているんですか、それとも、当然、内容はこれでいいですかと確認を受けていますね。どうですか。

○山本(有)国務大臣 これはあくまで民間のホームページでございますし、私ども、これについて確認、許可する筋合いのものではないでございますので、民間の親睦団体にプライベートで参加した、そういう位置づけでございます。

○岡本(充)委員 これは、出るに当たって、農政局の中で連絡をとって調整した人がいるでしょう。課長の携帯電話に直接かかってきて、いついつ来てくださると友達みたいな感じで言ったんですか。違うでしょう。局の中で、これに出ることについて、課長が出るということを決裁とっているでしょう。どうなんですか。それもなく、勝手に行っているんですか。

○山本(有)国務大臣 この経緯につきましては、詳細把握しておりませんので、確認をして御報告させていただきます。

○岡本(充)委員 ほかにこうやって行っている

人たちがいるんじゃないんですか、各農政局の職員が。調べたらいいじゃないですか、こういう同じポジションにある人たちが現に行っているのか。それぐらいは聞いてもらえますよね。どうですか。各農政局の農地整備課長に該当するような課長級の皆さんが、こうした農林水産省のOB団体にとのくらしい出席しているのか、当然、局の中で管理されているはずですが、それを調べていただきたいと思いますが、大臣、調べていただけますか。

○山本(有)国務大臣 プライベートで休日に行く、そうした行動については、我々として把握するということ認識にはございません。

○岡本(充)委員 これは、挨拶の内容が、これが本場に正しいのだとすれば、局の課長として、最後のところでも、各種補助事業で支援してまいりたいと思えますというの、これは間違いなく課長じゃなきゃ言えないですよ。個人として、各種補助事業で支援してまいりたいなんという言葉は言えないはずですよ。これが個人の会なんですか。同窓会に行っているのと同じですか、これは。違うでしょう。

なおかつこれは、さらにすごい話で、この上の段を見ると、これは土地改良区の理事長の挨拶の中ですけれども、この会で、何と、過日も十三名の理事が手分けして、四十枚の看板、六十枚のポスターを京丹後市地内の各地域全てで最も目につきやすい場所に、支援の輪を広げているところでございます。これは何かという、今回行われる参議院選挙の比例代表に立候補されます候補者を私たちも応援してまいります、こういう会ですよ。

こんな会に出ていて、本場に国家公務員法、倫理規程に違反しないんですか、どうなんですか。

○山本(有)国務大臣 あくまで休日のプライベートな参加でございますし、発言の内容が正確なものでどうかについても、このインターネットのホームページ、作成者、日にち、また作成者義人

等を把握するものではありませんし、インターネットを検索したという、そうした事実が正確なものでどうかについても知りようもございませんので、答えようもございません。(岡本(充)委員「ちょっと待って、調査するかどうかちゃんと答えてください、調査するか答えて」と呼ぶ)

○北村委員長 速記をとめてください。  
(速記中止)

○北村委員長 速記を始めてください、起こして

ください。岡本委員、今の要求については理事会協議とい

たします。○岡本(充)委員 ひどい話ですね、本場に。ひどい話ですよ。大臣が誠実に調査する気もない。国家公務員がこうした政治活動をしていけば、休日といえども国家公務員法違反でしょう、国家公務員が選挙運動をやっていたら。それは、やはりこれは違反なんですよ。

もつと言えば、ここに来ているのは、それぞれの市の職員も含めて、私は勝手に来ていると思えない。秋の会だつて、この記事がうそ八百並べているんじゃないければ、それぞれ、京都府の室長、京丹後市の農林水産環境部長も来ている。こうした人たちが偶然、たまたまプライベートで集まるということとはやはり考えにくい。日程調整を絶対しているはずですよ。それを、ぜひ、あつたかなかつたか、局内での決裁がどうなっていたか、確認を求めたいと思いますので、委員長、お願いいたします。

○北村委員長 後刻、理事会協議をいたします。

○岡本(充)委員 あわせて、各農政局管内のOB会、一体何があるのか。近畿農政局の丹後会というの、このエリアに限っての話のようです。ほかにも近畿農政局にこうしたOB会があつて、そこに現職役人が出ていて、懇ろになつてい

るんじゃないんですか。その疑いがあると私は思いますよ、このペーパーは。

ほかの農政局、もちろん近畿農政局でも丹後会以外のこうしたOB会があるのかどうか、これに

ついても調査を求めたいと思います。

○山本(有)国務大臣 繰り返しになりますが、休日に国家公務員がプライベートで参加する団体での活動について、私ども、公の調査をするということは、それは、調査をするあるいは確認をする、そういう根拠は格別見られませんので、我々としては、調査をする意思はございません。(発言する者あり)

○北村委員長 速記をとめてください。  
(速記中止)

○北村委員長 速記を起こしてください。今の御指摘については、後刻理事会協議をいたします。

岡本君。○岡本(充)委員 いや、本場にひどい話ですよ。これは選挙違反の可能性もあるわけですよ、指摘しておきますけれども。この場で参議院の比例候補のポスター張りの実績について報告がされているような会ですからね。何の疑いもない会ではないですから。これは当然調査をする必要がある会だということも指摘をしておきます。

その上で、私は、仙台農政局が営事業として行ったさまざまな事業の一覧表、全ての要求をしています。ほかの我が党議員からの要望もあり、仙台の一部の地域の土地改良区、東土地改良建設事業所で実施する地区についてはいただきましたが、そのほかについてもいただきたいし、そしてまたあわせて、きょうは大臣から御答弁がいただけると聞いていますが、OBが在籍した会社、そしてOBが在籍していなかった会社、それぞれの入札の決定率、そして落札率は幾つだったのか、数字について御報告をいただきたいと思

います。そしてまた、その数字は有意な差があるという検定結果になったのか、検定方法とあわせて御答弁いただきたいと思

います。○山本(有)国務大臣 東北農政局及び入札情報サービスのウェブサイトにの掲載データ、二十九年四月十日現在、これをもとに、仙台東土地改良建設事業所所管の二十七年から二十八年

度発

注工事二十七件を対象に整理をさせていただきました。

各建設会社の受注件数を当該建設会社が入札に参加した全ての件数で割った値は、国家公務員法に基づく届け出がなされている農林水産省農業土木系の元職員が再就職した建設会社につきましては〇・一二八でございます。それ以外の会社につきましては〇・一九六でございます。

また、落札率でございますけれども、国家公務員法に基づく届け出がなされている農林水産省農業土木系の元職員が再就職した建設会社につきましては九一・一％、それ以外の会社につきましては九三・一％でございます。

○岡本(充)委員 それは全くもってごまかして、ずらしている。

私が求めているのは、国家公務員法に基づいて届け出がなされていない職員がいたでしょう。つまり、届け出されているのは十三人ですよ。この十三人のところなんかは調べればわかるんです。そうじゃなくて、届け出がなされていない職員がいたところでの決定率と入札率を答弁するときよく聞いています。お願いします。

○山本(有)国務大臣 届け出義務のないOBの再就職につきましては、農林水産省としては把握していないところでございまして、把握していない以上は、調べることができませんでした。

○岡本(充)委員 いや、ひどいですね。出ますという話をしていましたよ。

もっと言えば、農林水産省OBが、届け出がないOBがいたかどうか、そのときに、そういう職員がいるかどうか、ちゃんと事情聴取していただく。事情聴取をしていないというんですか。事情聴取の中身を出せと言っているわけじゃない。事情聴取をした項目の中にそういった項目があったというのではないんですか。それすらここで隠すという話。

これも全くゼロ回答、先ほどの公表されている数字をただ単に並べただけじゃないですか。全くもって、農林水産省で調査をした内容を出さない

というこの姿勢は、私は大変厳しく非難されるべきだと思いますよ。大臣、秘書官からのメモばかり読んでいないで、こつちを見てください。

私ね、こんな姿勢で本当にいいのかと。公表されていない職員のOB、いたでしょう。いたんだから、その人たちがいたところ、どこの会社とは聞いていません、その会社を分母、分子にして、それでも一度調査をすることを求めますので、委員長、これも理事会で協議をお願いします。

○北村委員長、後刻、理事会協議をいたします。

○岡本(充)委員 いずれにしても、出せる資料を出すという言いながらゼロ回答を続けるこの姿勢、言葉では出す出すと言って、ふたをあげたら、結局それは出せない、いるかどうかわからない、こういう対応を続けている姿勢が、まさに談合の温床を私は温めているんだと思いますよ。

こういう姿勢でこれからもいくとすれば、それは不正を正すことができない組織を大臣みずから守っているということですよ。本当にそれでリーダーシップを持って調査しているんですか。言われるままの答弁をしているじゃないですか。本当に情けないと思います。

さて、きょうは一般質問ですから、限られた時間でもう少しだけ質問したいことがあります。これまで累次にわたって聞いてきましたが、質問が聞けなくて、毎回の空振りを見せて申しわけありませんでした。今回は聞かせていただきます。

獣医師養成の制度について改めて確認したいことがあって、三月二十九日の農水委員会を確認をしました。農水省として、獣医師の新たなニーズがあると認識をしているのか、その新しいニーズに対応するのが獣医師でなければならぬ理由は何か、前回戻り切れトランプで終わりましたので、これをさちつと聞きたいと思っています。どうでしょう。

○山本(有)国務大臣 今回の獣医学部の設置につきまして、農林水産省の所管ではございませんが、昨年十一月九日、国家戦略特別区域諮問会議で、その取りまとめ文書がございました。その中

に、創業プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進、次に、地域での感染症に係る水際対策、こうしたものに、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するためであるというようにされているところでございます。

まず、創業プロセスにおける新たなニーズについてでございますが、農林水産省の所管でございせんけれども、必ずしも獣医師の資格を必要とするものではないというように考えておりますし、また、獣医学部卒業者の知見が有用であることは言えようかというように思います。

また次に、地域での感染症に係る水際対策でございますが、現在、産業動物獣医師や公務員獣医師が担っている分野でございます。越境性感染症対策として、国際協力面で大学に拠点があるのは有意義でございます。そうした拠点に勤務する者につきましても、必ずしも獣医師資格が必要であるとは言えないわけでございます。

新たなニーズがあるということは言えようかと思えますけれども、獣医師でなくても可能な分野だということに思っております。しかしながら、農林水産省として、この考え方に對して異議を唱えるものではございません。

したがって、獣医師の需給そのものに大きな影響を与えるものではないというように考えているところでございます。

○岡本(充)委員 それは大臣、答えていないんです。消費・安全局長を登録しながら、あえて大臣が答弁をする政治的マターなんだと思います。新たなニーズとは何なのか、さちつと文書で出してください。

委員長、これ、答弁していませんから。先ほどから、獣医師でなければならぬ新たなニーズはないということではないのか、それとも、あるなら、獣医師でなければならぬニーズとは何なのかというのをさちつと文書で出していたきた

農林水産省今城消費・安全局長。  
○今城政府参考人 お答えいたします。

ただいま大臣から御答弁させていただきましたとおり……(岡本(充)委員「端的でいいよ、端的で」と呼ぶ)はい。

いわゆる獣医師資格というものでございます。獣医師資格というのは……(岡本(充)委員「いいよ、もうそれはそれでいいから、端的にニーズだけ、このニーズだ」と呼ぶ)のを。獣医師でなければならぬ「ニーズ」と呼ぶ)よろしいですか。

獣医師であることが必要かどうかということについては、まず、創業プロセスにおける新たなニーズ、ライフサイエンスということが十一月九日の文書に書かれております。その分野について、必ずしも獣医師資格がないとできないことばかりではない。要するに、獣医師を持つての方々が現実にもその場についておられるということとは承知しておりますけれども、必ずしもそれが獣医師資格が必要か、獣医師資格がないと獣医師法違反になるかと言われれば、そうではありませんということをお話し申し上げます。

それから、二番目の地域での感染症、ここについては、現在、一旦鳥インフルエンザ等がありますと、産業動物獣医師ですとか公務員獣医師、これは我々国の動物検疫所の職員も含めて、獣医師資格を持った人間が対応している分野でございませうけれども、この中で言われている越境性感染症対策についての国際協力の面で、大学について拠点が必要であるというようなニーズというのも含まれていると承知しております。そういったところにについては、必ずしも獣医師資格が必要でない部分があるというふうに申し上げさせていただきます。

○岡本(充)委員 その上で、今お話があったように、獣医師でなければならぬニーズがないという中で、ちよつと確認です、ちよつと話がずれますが、国家戦略特区、構造改革特区において、いわゆる特区事業としてその成果が認められたら全国展開、認められなければ事業廃止となる、こう

承認をしていますが、これでよろしいでしょうか。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

国家戦略特区におきましては、国家戦略特区法及び特区基本方針に基づきまして、毎年、各区域会議が認定区域計画の進捗状況を評価することとしております。この評価につきまして、特区諮問会議において調査審議することとしてございますけれども、特に規制の特例措置の審議に当たりましては、規制所管省庁からの意見を聞いた上で、当該規制改革事項の全国展開の可否、要件の見直しの必要性等も含め検討することとしております。

以下、一般論でございますけれども、仮に、毎年度の評価を行った結果、弊害が生じており、要件や手続の見直しによつては予防措置を確保することが困難な場合には規制の特例措置を廃止することもあり得るということではございます。また、特区が指定基準を満たさなくなったとした場合には特区指定の解除を行うこともあり得る、これも一般論でございます。

ただし、仮に規制の特例措置が廃止をされたり特区指定が解除されたといったとしても、例えば今回、獣医学部の場合でございますと、獣医学部自体は既に学校教育法に基づく設置認可を受けていることから、直ちに学部の廃止につながるものではないというふうに承知をしております。

なお、仮に学部が廃止される場合には、学生への影響を最小限にすることは当然でございますまして、学生の修学機会の確保のための適正なセーフティネットの構築に万全を期するよう、文科省とも適切に指導していくことになるかと思っております。

以上でございます。

○岡本(充)委員 ということ、これは廃止することは難しいと言っているわけですね。廃止することが難しい、つまり、弊害があつても、そして問題があつても廃止することが難しいようなもの、しかも、ニーズがあるかどうかもわからない

い、こんなことを本当に農林水産省は認めていいんですか。やはり現場に、むしろこれが弊害が出てくる、獣医師の質の問題で問題が出てくるというような話になってきたら、これはやめられないんですよ。

私は、そういう意味で、農林水産大臣として、これは四国だからといって眺めているわけにはいかない問題だということを強く指摘をしておきたいと思っております。

ちなみに、文科省、そういった廃止をするときに学生をどうするのか、ちよつと説明してください。

○松尾政府参考人 お答えいたします。

国家戦略特区の評価でございますけれども、これは今内閣府の方から御答弁いただいたとおりでございます。

区域指定の認定の取り消しまたは区域指定の解除が万が一されたということになりますと、結果として、場合によつては学部の廃止につながることも考えられます。

そうなりますと、先生御指摘の、学生の将来に多大な影響も与えるということから、これはまずもって特定事業が適切に実施されるよう、区域会議において評価プロセスの中で適切に対応いただきたいということになるかと思っております。

また、そのような事態が生じた場合には、基本的には、学校法人において、今治市とも連携し、転学を初めとした学生に対するさまざまな支援を、まずもって支援を行うということでございます。まずもって申し上げておきますけれども、極めて適切に対応いただきたいというふうに考えている次第でございます。

○岡本(充)委員 時間ですので終わりますが、これぐらい文科省も、学校の特区を認めることに對して極めて慎重であるべきだという話をされ、そして、内閣府としても、これは問題があつてもやめることができないと言っている。こんな特区制度はほかにないでしょう。そういう意味で、こうした学校法人、生徒に影響があるような特区につ

いては極めて慎重であるべきだと私は指摘をしておいて、質問を終わります。

○北村委員長 次に、宮崎岳志君。

○宮崎(岳)委員 民進党、宮崎岳志でございます。

本日は、十五分ということでごく短いですが、本当に事実関係のみ、いろいろ確認させていただければと思います。

東北農政局をめぐる談合事件についてお伺いたします。

この事件は東北農政局が出している復興事業をめぐるものでありますが、その舞台となったのは北社会というOB組織、東北農政局のOB組織とされております。そして、その組織は東北土地改良建設協会の事務所に間借りをしていた、こういうことであります。

先ほどの岡本委員の質問とも完全に重なるわけですが、東北農政局OBが再就職をしている会社、これはいわゆる土地改良建設協会の会員名簿をつけさせていたでいてあります。これは四十二社あるんですが、実際、東北の方に支店を持つていないところもありますので、東北ということになると、このうち三十一社とかということが報道はされておりますが、それについて東北農政局OBがいるのかいないのか、これについて確認をしたい。

ただし、前回出していた資料、これはいわゆる国家公務員法百六条二十四の届け出に基づくものということなんですが、実は、地方農政局の、今回の例えば土地改良事務所の担当課長とかというレベルだと、実は管理職員に該当しないんです。いわゆる天下り規制のための、再就職規制のための公表対象じゃないんです、そもそも。そういうこともありますので、それに満たない方、また離職後二年超を経てからの再就職等、今回の届け出の対象にならない人についても、これは顔の知っている中のお話ですからね、全国調べという話じゃなくて、まさに職場の仲間として顔を知っていて、ああ、あの人はあそこに行ったね

とわかるような範囲のことだと思うので、ここをぜひ、何社、東北農政局のOBが再就職をしているのか、教えていただきたいと思いますでしょうか。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

国家公務員法に基づきまして再就職の届け出がなされている平成二十年十二月から二十八年十二月までの間、農業土木系の元職員のうち建設会社へ再就職した人は十一社で十三名でございます。退職時に東北農政局職員であった人はいないということでございます。

また、国家公務員法に基づく届け出義務のない退職者の再就職に関しては、農林水産省としては把握をしてございません。

他方、東北農政局につきましては、談合を疑わせる情報があつたために、現在、入札等談合情報マニュアル等に従ひまして、公正入札等調査委員会におきまして、入札参加企業等に対する事情聴取を行つて、談合の有無を調査しているところでございます。

その過程におきまして、例えばOBに関する情報を得ることも可能性としてはあると考えられますので、この調査で得られた内容の一部といえども公にすることは事実解明にマイナスの影響を与えるおそれがあると考えますので、御答弁は差し控えていただきたいと思います。

○宮崎(岳)委員 事実解明にマイナスの影響があるんですか、OBがどこに天下つているか情報公開すると。そんなばかな答弁はないでしょう。

山本大臣、それでいいんです。OBがどこかの会社に天下つているということを公表すると事実関係の解明に支障が出るからしない、そういう言い方を大臣もされますね。

○山本(有)国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、十一社に対して幹部職員が十三名再就職してございまして、退職時に東北農政局の職員であつた者はいない。そして、幹部ではない方々について届け出義務がないわけでございますので、これについては把握しておりません。そうした意味で、できる限り把握をして、公開

できるもの、公表できるものにつきましては、公表していただきたいように思っております。

○宮崎(岳)委員 仙台東土地改良事務所、じゃ、今の話でいいますと、国家公務員法の百六条二十四の届け出の対象となる人って誰ですか、この事務所の。どれぐらいのレベルの方ですか。答えられますか、農村振興局長。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

国家公務員法上の届け出義務がありますのは、七グレ二種以上ということになっておりますので、仙台東事業所で申し上げますと所長ということになるかと思えます。

○宮崎(岳)委員 つまり、土地改良建設事務所では、部長も課長も対象にならないんですよ。

現地の職員の方で、それは全国異動して東京へ来て局長になろうとか次官になろうとかという方の話じゃないんですよ、今回のケースは。地元の方々がそこに居残って、そして談合組織をつくっていた、こういう話なんです。国家公務員法上の届け出があるかないかなんてことを言っている、そこしか出しませんよなんて言っていたら、一切解明にならないんですよ。ほとんど対象じゃないんだから。所長だけでしょ。部長も課長もならないわけでしょう。ですから、ぜひこれは改めてきちんと調べていただきたい。

それで、顔の見える範囲の方なんです。歴代の、その所長さん、次長さん、部長さん、課長さん、その限られた範囲のことですよ。その方々が、先ほど言った、いわゆる土地改良建設協会に、加盟社に天下っているんですか、いないんですか。個人名を挙げるとも言っていないんですか。会社ごとですか、ほとんどいるんですか、それともちょっとなんですかと。今名前の出された十一社は出され損ですよ。だって関係ないんだから、東京まで来てそこから天下っている人の話と。

だから、そこを再度調査して公表することをしていただけなのか、それとも、先ほど振興局長から答弁ありましたとおり、いや、それは妨害にな

るから出しませんというのか、どっちなんです。出していただけますか。

○山本(有)国務大臣 再就職という観点から、この再就職行為規制に抵触する問題につきましては、現在、内閣人事局で全庁的に調査を行っておりまして、農林水産省としましては調査に協力しておりますし、仙台東についての再就職につきましても重点的に協力をしているところでございます。

次に、談合問題に限って申し上げます。現在、立入検査、調査が進んでいるところでございますので、この公取の調査権限のもとに把握をされているだろうというように思っております。また、農政局で調査をしている部分につきまして、公正取引委員会の了解が得られたものについてお出しができるというように思っております。そうした整理でございます。

○宮崎(岳)委員 自分たちの職員のことなんだから、聞けばわかるんじゃないですかと言っているわけですよ。歴代の土地改良の所長とか次長とか課長とか部長とか、あるいは本省の担当部署の課長とか、そういうレベルの話で、国家公務員法上のいわゆる天下り規制の、幹部公務員として公表されるような対象の人じゃない人が多いんですよ。

それを調べていただけるのかということ言っているんですが、ちよつと水かけ論になりますので、これはぜひ委員長に引き取っていただいて、ぜひこれは調査して公表させるようにお願いできないでしょうか。

○北村委員長 理事会協議が必ずしもふさわしいとは思わないので、本当はもう少しやりとりしてもらった方がいいと思うんですが。(宮崎(岳)委員「じゃ、答えてください。関係ないことを言わないで」と呼ぶ)

○山本(有)国務大臣 届け出義務のない方々の調査、そうする根拠が、我々としては、疑いが合理性があるというふうな話でないと、なかなか私どもの調査も及ばざるところにあるというふう

に考えておりますので、任意で相手方が了解があるというふうな形で、しかも、公正取引委員会が、了解をとる、あるいは警察が了解というふうな手順を踏めたものがありますれば、公表したいと思っております。

○宮崎(岳)委員 警察の了解が必要なんです。ちよつとよくわかりません。検査ですか、何ですか。

○山本(有)国務大臣 東北農政局に設置しております調査委員会は、随時、公正取引委員会及び警察等々、警察関係者とこれを連絡調整するといふように定められておりまして、その意味で、両機関の了解のないものにつきましては公表はできません。

○宮崎(岳)委員 自分たちのOBがどの会社に入っているかを警察に聞かなきゃ言えないのかしい話だと思えます。だって、自分のところの職員ですよ。全然関係ないところのことを言っているわけじゃないんですよ。自分のところの職員がやめた後、どこへ動いたか。自分のところの現役とOBに聞いて、ここに行っていますよ、それだけじゃないですか。それを言っちゃいけないんですかね。私はちよつとよくわかりません。

ちよつとこれは十数分、十五分のうちの十二、三分も使ってありますので、次の質問をさせていただきます。これは必ず出していただくように、お願いを改めて申し上げます。

あとは、北社会なんですか、北社会について、仙台東土地改良事務所とか農政局管内のいろいろな出先機関、これは交流を北社会と持っているというところはありましたでしょうか、現役職員も含めて。例えば、イベントに北社会の御協力をいただくとか、あるいは何か、この北社会というのにはゴルフとかマージャンとか釣りを

楽しむ会だということですが、そういうゴルフやマージャン、囲碁、釣り等に参加するとか、そういった交流はありましたでしょうか。お答えいただけますか。

○山本(有)国務大臣 一般論として申し上げますが、任意団体の総会や懇談会等に現職職員が参加することにつきましては、国家公務員倫理法等の関係法令や綱紀保持マニュアル等を遵守する限り、問題はございません。

今回の東北農政局の事案につきましては、東北農政局に設置されております公正入札等調査委員会において必要な調査を行っているところでございまして、議員御指摘の事項につきまして、現在実施中の調査に支障が生じるおそれがあるため、お答えは差し控えるということでございます。

調査の過程につきまして、仮に職員が国家公務員倫理法等関係法令や綱紀保持マニュアルに抵触するような行為をとったとの情報が得られるならば、徹底して調査いたしますし、入札等談合情報マニュアルに従って公正取引委員会等へ通報するなど、適切に対応しなければならぬということをお申し添えます。

以上でございます。

○宮崎(岳)委員 ちよつと意味がわからないんですけど、何で、その北社会の会に現役が参加していたりしたということがわかることが調査の支障になるんですか。ちよつと意味がわかりません。なぜ調査に支障を来すんですか、それで。お答えいただけますか。

○山本(有)国務大臣 調査に支障を来すとかどうとかということではなくて、国家公務員法の法令に従っていたらいい限り、参加することは問題がないわけでございます。それを端的に申し上げたいと思っております。

○宮崎(岳)委員 大臣、今、調査に支障があるからと言ったばかりですよ。もう一度、さっきの読んでください。

国家公務員として別に民間のものに出ても不適切なことじゃないわけだから、そういうこととがどうかと別に調べる必要はないんじゃないか、こういう話ですね。

そもそも、これは、OBが談合組織をつくっている、現職から情報をとっている、その情報をも

とに談合していたという、今報道されている範囲の事実なんですよ。そこでゴルフやマージャンをやれば何が生じるかということですよ。昔、五五年体制のときは、与野党の国対間で、振り込んだり振り込まれたり、マージャンなんかもあったというふうに聞いていますけれども、結局、ゴルフで握ったり、マージャンでかけたり、そういうことを通じてお金が動いたりということがあるから、国家公務員でもゴルフやマージャンについて結構厳しく規制していたりとかいうことがあるわけですよ。

そういうことも含めて、そもそもこの北社会と交流があるのかないのか、どうなんですか。あるかないかだけ、わかっている部分だけで、具体的なことを言えとは言いませんけれども、この現役と北社会の、あるいはその会員との交流というのはあったんですか、なかったんですか。どっちですか。細かいことはいいですよ。大臣、言ってくださいよ。

○山本(有)国務大臣 国家公務員倫理法等の関係法令に違反しない限りでの交流はあったというように考えております。

○宮崎(岳)委員 交流があったというお答えをいただきました。

残念ながら時間が来ましたので、本日はこまどといたします。ありがとうございました。

○北村委員長 次に、小山展弘君。

○小山委員 民進党の小山展弘です。

早速質問させていただきます。いよいよ何度も聞いて申しわけないんですが、いよいよお茶が、一番茶、新茶の季節に入ってます。多分これは宮路先生、森山先生も、にこやかなエールを送っていただきました。御関心のあるところだろうということで、野党の一議員としてではなくて、お茶産地の代表者として、宮路先生、森山先生の分も含めてお尋ねしたいと思いますが、ことしのお茶の生育状況あるいは今後の見通し、できれば在庫とか価格の見通しも含めて、政府の認識を伺いたいと思います。

○山本(有)国務大臣 現時点でのお茶の状況でございます。

収穫の早い産地である鹿児島県でございますが、平年より七日から十日程度生育が早く出ております。四月上旬から収穫が始まっておりまして、鹿児島県の市場取引は四月十一日から開始されておりますが、取引量がまだ少ないために、全体の見通しは立っていません。現在のところ、品質はよくて、価格は昨年よりも高目に推移しているところでございます。

静岡県でございますが、一番茶の初取引は四月二十四日というように聞いております。一番茶の新芽の出芽は始まっておりまして、今後、天候次第でございますが、収穫期は平年より一日から三日間早くなっております。生育が早かった昨年よりも六日から九日おくられているという状況でございます。四月十八日からJAグループ及び県が県内茶園の生育調査を実施しておりまして、生育状況や収穫時期予測を取りまとめる予定だそうでございます。

そして、お茶の生育あるいは取引価格というのは、低温や降霜等の気象条件等による収穫変動や品質低下の影響を受ける場合もありますので、農林水産省としても、引き続き各産地の作柄や価格動向を注視してまいりたいというように思っております。

昨今、お茶の新たな需要拡大そして輸出促進が叫ばれておりまして、国内外における積極的なお茶に対する取り組みを進めてまいりたいというように思っております。

○小山委員 ことしは価格が少し高くなることが見込めそうだとということで、大変、去年、おとしと、去年はおとしと大体同じぐらいで、おとしとがその前よりも相当下がったということで、かなり苦しい経営をしておりますものですが、ことしは価格が上がっていく工夫も、より一層対策をしていただきたいと思っております。大変失礼しました。大臣の御地元の四国、高知県でもお茶を生産されているのも伺っておりますので、ぜひ今

後も動向を注視して政策を打っていただきたいと思っております。

きょうは、数日前に新聞報道にも出ましたJAの監査のことについて伺いたいと思っております。これはおとしの農協法の改正についてもこのことが大きなテーマとなりましたが、今回、監査費用の調査が行われたということで、報告書では、JAが対策を講じれば監査費用負担を低減させることができるのではないか、決算の仕方を支店でそろえるとか内部監査とか監事監査の充実とか、いろいろそういうことが出ておりました。報道でもこれは出ております。

だけれども、仮に監査費用そのものはふえなかったとしても、JAに対策を講じるということになるわけですから、これは実質的にJAの事務負担がふえたりとか、あるいはJAの職員の人件費がふえて、JAの負担というのがあるんじゃないかと思うんですけれども、これについてはどのような御認識をお持ちでしょうか。

○山本(有)国務大臣 JAの監査費用について、平成三十一年から農協が公認会計士監査に移行するというのをいたしております。円滑な制度移行に配慮する観点から、調査委託事業として今回ちょっと調査をさせていただきました。

御指摘のように、この調査で、監査費用を抑制するために農協側で実施できる対策として、業務手順の統一など効率化を進めるといって御指摘でございます。組合員のために事業を効率化する、農産物の販売事業等の的確な遂行をさせていただく、農業者の所得の増大をそれで図ってもらおう。短期的には支所間での業務手順の統一のための農協の事務負担等が増加したとしても、長期的にはむしろ農協にこのことはメリットをもたらすというように考えるところでございます。

いずれにしても、スムーズな、円滑な移行というのに対して、我々もできる限りの支援をさせていただきますというように思っております。

○小山委員 確かに、中長期的に見て、内部管理

体制の充実とか不断のこういった間接部門の業務改善というのが必要というところは、私もそのとおりだと思います。

しかしながら、農協法改正の附帯決議では、あくまでも監査費用がふえないように配慮するということに定められておりました。実質的には、配慮ではなくて、JAに対策を要求するようなことになっていまして、まあ今回はまだ調査の段階ですけれども、この配慮が行われていないんじゃないか、こういうふうにも受け取るんですけれども、これについてはどうにお考えですか。

○山本(有)国務大臣 この調査でございますが、民間事業体である農協の監査に関しまして、国費で調査を行わせていただいております。それ自体、改正農協法附則の配慮規定に基づいた実施であると位置づけております。

また、この調査で提言されました対策というのは、農協にその実施を要求しているわけではありませんが、あくまでも各農協からみずからの判断で実施していただくことを前提としている内容でございます。支所間での業務手順の統一など監査費用の抑制のみならず、事業の効率化を通じて農協にメリットをもたらすというように考えております。また、自主的な対応であり、かつ農協本体にメリットがあるだろうというように考えております。

そして、この農協の対応策に加えて、農協に求めない分野としましては、公認会計士側がQ&Aドあるいは研修等を通じて予備知識の習得にしっかりと努めていただくようお願いすること、あるいは中央会から監査法人への引き継ぎの仕組みを整備することも提言しておるわけでございまして、こうした観点から、農林水産省、金融庁、日本公認会計士協会及び全国農業協同組合中央会、こうした四者協議の場等を活用させていただきまして、対策を着実に実施し、公認会計士等の関係者になお円滑な、スムーズな監査ができていくように配慮をいただこう、こういうふうに思っております。

○小山委員 今、J Aの対策については、あくまでも自己判断というか自主的な取り組みということですので、そうすると、今回の調査では、サンブル的に、全部の農協でやったわけではないわけですが、そのサンブルでやって、コスト削減が七割できるよということですが、そのとおり全国の農協でいかに可能性があるわけですね。

そうすると、この後ちょっと伺おうと思うんですが、コストが低減できないJ Aというのが三割以上に発生する可能性は十分考えられ得る。しかも、強制はしないということですから、七割もいかないかもしれないですね。なので、やはりこれはコスト、監査費用の負担はあえるんじゃないかなということになるかと思っております。

私はこんな嫌みっぽいことを余り言いたくはないんですけども、実は、配慮というのがやれる方法というのはやはりないんじゃないですか、本音のところでは。今、J Aの側、公認会計士の側でいかにコストを下げようと検討されていると思うんですが、実際にはやはりふえるんじゃないか。

ふえた部分を今までと同じようにするために、国が補助金を出すか、どこかが支援をするかということなんですが、なかなかその支援というのが、公認会計士協会でも、ほかの株式会社と違って、J Aだけ国から監査費用補助が出ますなんてことはできませんので、なかなかその手がなくて今いろいろお困りなんじゃないかなということもちょっと感じています。これはまだまだこれから話です、いろいろな機会があるかどうかと思いますが。

今回出た調査委託事業の報告書で、内部監査や監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築ということが出てきておりますけれども、これはどういうことを指しているのか。また、J Aバンクのモニタリング体制、J Aバンクシステムのものもあるんですけども、そういったJ Aバンクシステムとも情報の共有とかは連動をしていくんでしょうか。お答えをお願いします。

○齋藤副大臣 一般的には、企業等の監査におきましては、内部監査部門や監査役と公認会計士とが不祥事等に関する情報を共有することによりまして、財務報告における虚偽記載を未然に防ぐなど、監査の有効性及び効率性を高めることができる。これは一般論ですけども、そういうことだろうと思います。

農協の監査でも同様の連携を行う必要があるかと考えておまして、その点につきましては今回の調査においても指摘をされているところであります。

加えて、農協につきましては、今、小山委員御指摘のように、J Aバンク法に基づき農林中金が、委員、プロでいらつしやいますが、その指導権限に基づいて各農協の経営改善指導を行っているわけであります。信用事業に係るシステムや事務手続の全国的な運営等も担っておられるわけでありまして、農林中金と公認会計士とが連携体制を構築することも重要であろうというふうに考えております。

○小山委員 一般論としてということで内部管理体制のことと、確かにそれは一般論としてはそのとおりだと思うんですが、ただ、そういう中で東芝の粉飾決算事件が起きて、今東芝が大変なことになっている。やはりなかなか、こういう体制ができたからといって、それで不正やあるいは粉飾がなくなるということでもないのではないだろうか。

それともう一つ、今、J Aバンクシステムと公認会計士協会との連携ということがありますが、これまで中央会の監査と業務監査ということで、おとしも議論がありました。情報共有をして、それで不正をかなり未然に防いでやってきました。これは当時の林大臣も、よくやってきたということ。御評価いただいて、全くそういうものがなかったわけではないですけども、大きな破綻事例とか、東芝みたいなことはなかったわけですね。そのシステムをなぜやめてしまうのかという

ことがやはり今でも私は疑問に思っています。この監査費用の調査において、先ほどもちょっと大臣のところに触れさせてもらったんですが、J Aの七割は、こういった対策を講じれば実質的に負担が発生しない、だけれども、三割のJ Aについては負担がふえるんだということなんですけれども、この負担がふえるJ Aというのはどういうことで負担がふえるのか、それはどういったJ Aなのか、もう少し詳細に答弁願いたいと思います。

○齋藤副大臣 今回の調査におきましては、提言された対策、これを実施すれば、中央会監査と比較した監査時間が最終的には二三農協中約七割の十五農協で減少する、約三割の八農協では増加するという結論が得られているわけでありまして、これも、この増加する八農協の監査時間も、これまでの中央会監査と比較して、その増加の幅は一〇%未満にとどまるということになっています。

実際の監査では、監査人がそれぞれ専門家として監査時間等の必要性を判断するために、監査人によってある程度の差が生じるということはあるかと思えます。こういうことを考えれば、今回の調査結果で得られました一〇%未満の監査時間の差については、これまでの中央会監査とそう大きな差があるものではないというふうに評価をしておりますが、ただ、これを全国展開した場合の委員御指摘の懸念につきましては、我々はこれからも注視をして、しっかりと対応していきたいと思っております。

○小山委員 監査時間のところは今御答弁いただきましたが、多分、多くの方が関心を持っていますのは、最終的に費用のところですね。そうすると、監査時間掛ける報酬単価ということになるかと思いますが、今までの中央会監査を行ってきた監査士と公認会計士というのは同額の報酬を得ていたのかということも関心があるんですけども、この単価設定について、あるいは今までの監査士と公認会計士の報酬の事実としての違いについて答弁いただきたいと思えます。

○齋藤副大臣 この点につきましても、委員御指摘のように大変重要な点だと思っております。今回の調査におきましても、監査の報酬単価についても、公認会計士の監査と全中監査の比較分析を行っているところであります。

それによりまして、全中監査の報酬単価につきましても、全中の平成二十七年年度のデータに基づきますと、時間当たり一万一千三百九十三円と算定されております。公認会計士監査の報酬単価につきましても、これも平成二十七年年度の日本公認会計士協会のデータに基づきまして、これは規模によって幅があるわけでありまして、これは経済事業では一万三千六百円から一万二千四百六十七円の幅になっております。時間当たりです。信用事業でも九千八百九十九円から一万一千六百十三円の幅になっております。ですから、全中と公認会計士監査のどちらかの単価が一方的に高いとか一方的に低いとかいう関係は認められなかったというのが今回の調査でございます。

各農協におきましては、このような調査結果も踏まえながら適切な監査人を選任していくということになるのかなというふうに考えております。

○小山委員 今は公認会計士の方もかなり多い、ちよつとあふれている、あふれているというか、なりたくても監査法人に就職できないという方もいてということなんです。

一年目は監査費用を抑えたとしても、これは契約ですから、しばらく、二年、三年たつて監査費用を上げる、単価を上げるかもしれない、そういうことも考えられますし、そうすると、いつまでの年限で配慮をしていくのか、こういうこともこれは論点になってくようかと思えますし、私は信用事業の単価設定というのはもつと高いんじゃないかなという感覚を持っています。これはちよつとまた、私もちよつと自分なりにいろいろ調べてみたいと思っております。

それと、きょうは本日はマリンバンクのことを質問したいので、監査費用のところでも最後に大臣に伺いたいんですが、先ほどもちよつと業務監査



の話題を出したときに申し上げたんですが、結局、監査士と公認会計士さんでも、今の齋藤副大臣のお話だと単価は変わらない、今までも特別問題なくやってきた、だけれども、多くのJAでは負担が何らかの形でふえる。それは職員へのしわ寄せであつたり、あるいは、どこかでコストが発生すればどこかでコストを吸収しなきゃいけないということになりますと、場合によっては組合員さんへの利便性の削減にもつながりかねないということになるかと思ひます。

何らかの形で組合員さんに負担が発生するんじゃないかと思ひますけれども、こういったJAの負担がふえることについてどのように、本当に組合員さんのためになるんだろうかということを大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○山本(有)国務大臣 農協や公認会計士などの関係者の皆さんの取り組みや、監査費用をそこで抑制していただけるように図っていただけたということ、現行の全中監査とはほぼ同じかそれ以下の監査時間になるというように現在は判断しておりますので、監査時間と監査報酬の推移から見ますと、むしろ負担は軽減される可能性も含まれているというわけでございます。

ただ、しっかりとこの現実の費用について注視しながら、もし膨大な負担になるならば、何らかの配慮、支援策というのを考えていく必要があるというように思っております。

平成二十九年の調査委託事業を実施するということをさせていただいております、引き続き、さまざまなケースの農協について検証を図って、そうした負担のないように配慮していきたいというように思っております。

○小山委員 今までの全中監査では、割と否定をされてきて、要らないということになって、コンサルタント的な、経営指導的なことも含まれていたんですね。それとJAバンクシステムが情報共有をする、連動するというところで、破綻防止あるいは経営悪化を未然に防ぐという機能も果たしてきたと思ひます。

このコンサルタント的な、経営指導的な部分というのはまさになくなってしまうと思ひますので、それからすると、私は、業務監査も含めていた全中監査と公認会計士の会計オンリーの、本来は株主のための情報的確かどうかということとを調べる監査と同一には論じにくいんじゃないか、やはり機能低下するということだと思ひますので、ここはいろいろ考えるところはあるんですけども、またここは引き続き御検討を配慮についてお願いしたいと思ひます。

農工法については、ちよつと時間が迫つてまいりましたので、次回から次回に移させていただきます、きょうは漁協システムの信用事業についてお尋ねをしていきたいと思ひます。

まず、漁協システムの信用事業が果たしている役割、社会的使命について大臣の評価を伺いたいと思ひます。

○山本(有)国務大臣 漁協システムの信用事業についてでございます。

相互扶助の理念のもとで、組合員から貯金として集めた資金を、事業、生活のために必要な組合員に貸し付ける役割を担っていただいております。

水産業は一般に生産リスクが高く、借り手であります漁業者の信用力、担保力が低い状況にございます。このため、組合員の経営状況等をしつかり把握した上で、その事業や生活に必要な資金の融通を行う漁協システムの信用事業は、漁業、漁村の発展に不可欠な極めて重要な役割を今まで果たしてきて、また今後も果たさだらうというように思っております。

○小山委員 今、本大臣からいい御答弁を、特に、漁業の発展だけじゃなくて漁村の発展と。まさにマリンバンクも、漁業金融ということプラスやはり地域金融機関的な要素があるということだと思ひます。

それと、きょうお配りをした資料の一番最後のページの右下の方を見ていただきたと思ひます。

これは誰が書いたか、ちよつと恥ずかしくて言いませんけれども、「JFマリンバンクは全国の漁協、信漁連、農林中金などの漁協システム金融機関です。県内漁業のメインバンクとして浜の暮らしを守ってきました」と。この二重線を引く張つてあるところなんです、ですから、農林中金というのは、JAバンクだけではないんです、JFマリンバンクの機能も持つていて、まさに産業組合中金以来の伝統を持つています。

その次に、「他の金融機関が容易に肩代わりすることが難しい漁業金融を守る」という使命感、まさにこれが、私は、マリンバンクがマリンバンクとして、大変少ない貯金量の中でもこれまで維持をしてきたことだと思っております。まさに大臣がおっしゃっていただいた、他の金融機関では肩がわりしづらいリスク分析をして、貸し出しのノウハウを持つていて、そして相互金融機能も持つていてということだと思っております。また、そのことを誇りとして絶対に周りの地銀とか信金に負けちゃいけないと思っております、その職員さんの能力が。

そういったことで、マリンバンクをやっているんですけれども、低金利とか全国連からの支援もあつて近代化資金の利息は相当低くなつていて、漁業者は助かつているんですけれども、一方、保証料についてはなかなか難しいかと思ひます。助成がないということ、保証料の負担が大きいということがあるんですけれども、何とか保証料負担への支援というものは検討できないんでしょうか。

○細田大臣政務官 ありがとうございます。

今先生からお話がありました、漁業者がいわゆる融資を受ける場合に、協会保証の仕組みがございまして、保証料を支払えば保証人を自前で調達しなくても融資が可能となることから、漁業者にとつて有利な仕組みとなっております。保証料は融資額の〇・三から一・二％である、こういうふう聞いております。

いうことは十分理解をいたしますけれども、ただ、もうこれは先生十二分に御存じだと思ひますが、仮にそのような制度がございまして、いわゆる安易な資金の貸し出しにつながつて、金融機関が最終的な貸し倒れリスクを基金協会に委ねるということが容易になることから、基金協会にリスクが集中して、その運営に悪影響を与えるおそれというものも十分考えられます。したがつて、私どもとしては、御指摘の点については慎重に検討していくという必要がある、こういうふうにかえております。

○小山委員 金融機関もやはり貸し倒れリスクはちゃんと見て貸し出しをするわけですし、保証協会も担保をとつたりするものですから、そこは、貸し倒れリスクに対しては、今度は保証協会の担保をとるかどうかということもやはり検討すべきだと思ひますので、またぜひ、金利の方はかなり低下していますので、何も新船建造でなくとも、機械の換装資金とかそういうこともありますので、これはぜひ御検討いただきたいという要望的な質問でございます。

それと、大変大きな出来事がマリンバンク業界では起こりまして、四月一日から和歌山信漁連、兵庫信漁連の合併ということで、なぎさ信漁連が創設をされました。これについての山本大臣、政府としての評価、認識について伺いたいと思ひます。

○山本(有)国務大臣 御指摘のとおり、兵庫県及び和歌山県の信用漁業協同組合連合会、本年四月一日に合併をされました。新たになぎさ信漁連として発足しております。信用事業を行う信漁連は各県単位に設置されております、今回の県域を越える信漁連の合併というのは、我が国で初めての画期的な取り組みであらうというように考えております。

新設されましたなぎさ信漁連につきまして、経営基盤を強化するとともに、サービスの質を高めるといふ方向性、並びに漁業者の事業や生活に即したきめ細かな金融サービスを提供するというそ

のサービスの内容、漁業、漁村の発展に大きく貢献していただけたらという、こうした大目標を掲げて、私ども、期待をかけて今後の推移を見守っていきたいというように思っております。

○小山委員 このなぎさ信漁連の貯金残高、貸出金残高、有価証券運用残高等について、どのような評価を政府として持っておりますでしょうか。○細田大臣政務官 ありがとうございます。

貯金残高は約千二百億円で、全国二十ある信漁連の中で第四位、貸出金残高は二百五十五億円で第八位、有価証券運用残高は四十三億円で第七位ということ、経営基盤は従来に比べ格段に強化されたものというふうに認識しております。

○小山委員 経営基盤が大変強化されていて、信漁連の職員さんというのは本当に一生懸命頑張っていると思うんですけども、ただ、そうはいっても、兵庫県と和歌山県の全域ですね、長い海岸線、それを千二百億円の貯金量で収益のもとにして経営をしている。これは大変苦しいんですね。

そのことについて、ちよつときようは時間がなくなってきたので、あとちよつとお話したいということ、これを話させていただきたいと思うんですが、相当これは彼らは苦労したんですね。和歌山信漁連の直近の貯金残高が、ディスクローズ誌を見ましたら四百三十億円ということ、この御時世で二十億ぐらいいふえているんですね。これはすごいことだと思っております。

そこで、きょうお配りの資料のページ目をごらんいただきたいと思ひます。

「商品見聞録」ということで、ちよつと線を引き張つたりしておりますが、左側のページの②というところで、信漁連創立五十周年、これは二〇〇五年の資料なんです、伊勢エビプレセント大口定期」ということで、こういった漁協系統の強みを生かした商品、この文章の中に出てきますが、景品をやつたりとか、あるいは、一番左側の上段の最後の方に書いてありますけれども、「週次で実績管理を行うとともに、実績・達成率や支店・営業店からのコメントが掲載されている

会内報を作成して回覧するなど、目標達成に向けて仕組みや雰囲気作りを行い、職員一丸となって目標達成に向けて邁進しています。」ということ、こういったことを二〇〇五年からずっと取り組んできた成果があらわれてきている、ノウハウがあらわれてきている。

ただ一方で、大変やはり漁協系統オンリーの貯金の体制というのは苦しいんです。この資料のページ目の、左側の上の方にも書いてあります。「五〇周年記念キャンペーンはただ今展開中ではあります、魚価安等で貯金財源が先細るなか、何とか歯止めをかけなければ」と、だからずっと貯金は減少していったんです。

この減少は何かというと、魚価安もあるんですけども、もう一つ、ちよつと竹中金担当大臣のところに、とにかく店舗を減らせ減らせということ、信用事業を分離して、そして店舗で本来貯金の受け払いができたものができなくなつていった。そういう中で、利便性が悪くなつたから貯金が出ると、貸出金も流出する、そこにまた借金、地銀が入ってくるというこの悪循環が続いていったんですね。ですから、信漁連は頑張つておりますけれども、なかなか厳しかったんです。

この資料の一番最後の方にちよつと書かせていただいたんですが、実は、JFマリンバンクはJAバンクとも競合しているんですね。JAと競合しながらも、身の丈に合った推進ノウハウというものが必要だと。左側の方の二重線を引つ張つたあたりに書かせてもらつていらっしゃるんですけども、こういうことで、大変厳しい中でやっていると、このことを御認識いただければと思ひます。

ここまで考えてくると、もちろん、なぎさ信漁連、あるいはほかにも広域信漁連の話が出てきているかと思ひますが、私はやはり、JAとの合併とか地域金融的な要素、きょうまさに漁村の発展に資するということが話ありましたが、そういったことも検討しながらやっていくべきではないかと思ひております。

またちよつと機会がありましたら、このマリン

バンクについて、建設的な提案も含めた質問をさせていただければと思ひます。

きょうは終わります。

○北村委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 民進党の重徳和彦です。

昨今、国際情勢が大変不安定化してきておりまして、いわゆる安全保障、軍事的な安全保障と同時に、食料の安全保障、自給率、こういったことに改めて私たちは思いをいたす必要があるんじゃないか、こう認識をいたしております。

そこで、まず最初に、食料自給率についてお尋ねしたいと思うんですが、食料自給率にはカロリーベースというのと生産額ベースという一応二種類あるわけですね。我々日本の主食といえど何といつても米であります。この食料自給率に対して米がどのぐらい今貢献しているのか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○山口政府参考人 お答えいたします。

食料自給率は、国内生産でどの程度国内消費を賄えるかをあらわす指標でございます。国内消費向けのうち国内生産の割合がどれだけあるかで計算しております。平成二十七年の実績は、カロリーベースで三九%、生産額ベースで六六%となっております。

お尋ねのございましたのは、この計算のもとになりました国内生産において、国産米、米の占める割合がどれくらいかということかというふうなことでありますが、この国産米の占める割合につきましては、カロリーベースで五五%、生産額ベースで一五%となっております。

○重徳委員 米の生産について、増産をして余つたら困るという議論もありますが、余つたらむしろ輸出をすることによって、いつでも、もし食料の輸入が困難な状態に陥つたら国内生産で十分に自給できる、こういう体制にするべきであるというふうな論もあるわけでありまして、この点については、ちよつと後ほど時間があればお尋ねしたいと思ひております。

いづれにしても、米が占める割合というのはカ

ロリーベースで五五%ということですから、これは大変高い比率だと思つておまして、米の生産というのは、日本の農業において本当に鍵を握ると思つております。

ちよつとこれは、食料自給率というのか、いわゆる今御答弁のあつた自給率というのは、あくまで、私たちの口に入る、いわば農業でいえば最終商品の自給率ということになるんですが、私たちがもう一つ考えておかなきゃならない食料安全保障における重要なポイントは、そもそも食料を生産するに当たつて不可欠な要素は一体何かということです。

主立ったことを言えば、基本的なことからいえば、それは農業人口ですね、最近不足しているという後継者。それから農地、これも、荒れてしまつて耕作放棄地となつているところもたくさんある。それから水も、水資源というののも一つ重要な国内的な資源であると思ひます。さらに、ほかにも燃料とか肥料とか飼料、餌ですね、それから種です。こういったものについては、日本では必ずしも自給できない、あるいは日本に最初から存在しないものを海外から輸入せざるを得ないという状況でもあります。

今言つた幾つかの中で、燃料というのは要するに化石燃料ですから、これは農業に限つた問題ではないので、きょうはちよつと別の議論とさせていただきます。

そこで、残る三つです。肥料、餌、種、この三つについて、きょうはお尋ねしたいと思ひます。まず、肥料ですね。肥料の輸入の状況を含めて、輸入がもし閉ざされてしまつた場合どのような対応していくのか、お尋ねいたします。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

我が国は、燐鉱石ですと全量、塩化カリですとほぼ全量というように、化学肥料の原料のほとんどを海外に依存してございます。仮にその輸入が長期にわたりますと途絶した場合、農業経営、また、ひいては消費者への農産物の安定供給に大きな影響が生じるということが考えられま

す。

このため、肥料原料の安定確保を図るために、全農等、肥料原料の輸入商社におきまして、海外の山元との関係の強化、資本の提携、また新興国での鉱山の開発等を通じて、輸入相手国の多元化に取り組んでございます。

一方、営農面では、土壌診断に基づきまして、燐酸、カリ成分を抑えた肥料の使用の推進、家畜排せつ物等の堆肥の利用、下水汚泥から回収した燐酸の肥料化の推進等に取り組んでいるところでございます。

これらの施策を通じて、農家への肥料の安定供給に取り組んでまいりたいと存じます。

○重徳委員 肥料に必要な燐酸、カリというのは、特に国内での生産はゼロというふう聞いております。これは輸入に一〇〇%依存しているという状況ですから、今局長が言われたような、やはり危機意識を持っていかないと、自前の肥料というのはなかなか考えづらいということでございます。

これはこれで一つの大きな論点ではあると思いますけれども、次に参ります。

餌ですね、飼料、これについて、食料の輸入あるいは餌の輸入、こういったものが閉ざされてしまったような場合にどのように対応するのでしょうか。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

我が国の畜産でございすけれども、トウモロコシ等の飼料原料の約九割、八六%を輸入に依存してございます。仮にその輸入が途絶した場合に、畜産の経営、ひいては消費者への畜産物の安定供給に重大な影響が出るだろうというふうに考えてございます。

このため、飼料原料の安定確保という観点から、輸入先の多角化等、飼料原料の調達力の強化に取り組むとともに、輸入への依存度を低減するために、飼料増産総合対策事業などの各般の施策を講じまして、飼料自給率の向上に努めているところでございます。

また、輸入途絶等、不測の事態に備えまして、飼料穀物備蓄対策事業として八十五万トンのトウモロコシ等を備蓄しているところでございます。

これらの施策を通じて、畜産農家への飼料の安定供給に取り組んでまいりたいと存じます。

○重徳委員 飼料についても輸入に八六%依存ということですから、これも安全保障上、大変重要な要素であるということが確認できました。

そして、もう一つ、きょう少し改めて取り上げたいと思っているのが種であります。

種子法の廃止、これはもう衆参を通じて、来年度の四月には廃止されるということが決まっております。私はちょっと、決まっておりますものの、我が党は反対をいたしました。改めているいろいろと調べてみたり、また、皆さん方、地元の方々の声を聞きますと、この法案の審議もあつという間でありましたし、安全保障という意味では極めて重大な禍根を残すのではないかという思いを持って、改めて、きょうは一般質疑の時間でありまして、これについて大臣にお伺いしたいと思っております。

そもそも、種は今、飼料とか肥料と違って、とりわけ種子法は米、麦、大豆の話であります。その種は自国できちんと都道府県で生産をし、管理をし、供給をする、こういう体制になっているわけなんですけれども、この都道府県の種の生産の義務がなくなるわけですね。そして、多くの関係者が懸念されているのは、民間企業、とりわけ多国籍企業がこの分野に参入するのではなかろうかということでありまして。

種というのは本来に全てのものとでありまして、種子を制する者は世界を制するとか、遺伝子を制する者は世界を制するとか言われているものなんです。それから、米なんかの主要穀物の種というのは増殖率が野菜などと比べて低い、それから時間もかかるんですね。ですから、この安定供給のためにはやはり公的機関がきちんとかわる必要があるということ、これまで法律があつたわけですね。JAのノウハウなんか欠かさない

ものである。

だから、民間が参入するための障壁になっているんじゃないかという議論も、むしろこれはコストもかかるし、中小企業はなかなか参入できないということと同義であつて、逆に、グローバルな大企業であればこの分野には参入できる余地が大いにありと見るべきではなかろうかと考えるわけでありまして。

実際に、国際的な統計を見ると、ここ十年ほどで、世界各国で公共品種、公的農業試験研究機関とか大学とかでつくられる、生産される公共品種は減少の傾向がありまして、そして、民間品種、とりわけ遺伝子組み換え、GM品種が増加しているという状況であります。野菜、トウモロコシ、大豆、綿花、菜種、こういった分野でとりわけふえているということでもあります。

少し、寡占という状況でありますので、具体的な企業名を申し上げますと、農業企業からスタートしたモンサント、デュポン、これらはアメリカですね。ダウ・アグロサイエンス、これもアメリカ。シンジェンタ、スイス。バイエル・クロップサイエンス、これはドイツであります。それから、種子の専門企業は、リマグレンというフランスの会社、KWSというドイツの会社。こういった今挙げたぐらいの本来に一握りの企業が、世界の農業市場の七割とか種子市場の六割を占めているというふうに言われております。

農業企業が中心になって業界再編を行った、それに伴って種子の企業の再編も行われたということでありまして、農業と種子はもうセットなわけですね。そして、やはり危惧されるのは、農業耐性、要するに除草剤に負けない、そういう種を開発し、そしてそれを育てるとともに、その農業を使う、セットなわけですね。そういう意味で、民間企業、グローバル企業の飛躍的なこの分野における成長というものが、今、現実、進んでいるわけでありまして。

なので、今回の種子法の廃止というのは、民間企業のノウハウとか技術を活用するという意味

で、その目的のために廃止されたということでありまして、その点について全面否定はしませんけれども、しかし、いきなり廃止、これはかなり、食料安全保障上、重大な過ちを犯しているんじゃないかと私は危惧をいたします。

そういう状況でありますので、ちょっと大臣に改めて聞きますが、やはり政府部門がちゃんと主要農作物については種を生産、管理、供給するべきではないかと思うんですが、こういう重要なことを政府部門、都道府県が手を引いて、法律上です、実際に手を引くかどうかは都道府県は任意なわけですから、法律上、制度上は手を引いて民間に委ねる、こういう仕組みをとっている国というのは海外にどのぐらいあるんですか。海外の状況をお示しいただきたいと思ひます。

○山本(有)国務大臣 諸外国で主食となる作物の種子の管理、生産、これについてのお尋ねがございました。

アメリカにおける小麦の状況でございますが、種子の開発、生産は、州立大学または民間企業等により行われております。州立大学の開発した品種は四割から五割程度でございます。民間企業の開発した品種は二割から四割程度のシェアとなっております。

こうした中、原種、原原種の増殖、管理や、一般種子の増殖、販売につきまして、基本的に品種の開発者である州立大学または民間企業がそれぞれ担っているという聞いております。

なお、連邦政府の役割でございますが、連邦種子法、これに基づきまして、種子の表示基準等を定める役割を担っているというように、分野別にそれぞれ役割が決まれているところでございます。

○重徳委員 アメリカ以外の状況はいかがでしょうか。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。

ヨーロッパ等の状況、必ずしも詳細でなかなかわかりにくいところがございますが、一般論として申し上げますと、フランスなどを見ますと、

り、GMが普及している分野の種とそうじゃないものの種との費用の格差、これが大きくなっていると言われております。

ですから、今回、競争力法案でコストを全体に下げるんだ、こういう議論もあるんですけれど

も、というか、このためにやっている一連の改革のはずなんですけれども、逆に農家にとって負担が大きくなる懸念があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本(全) 農務大臣 農水省の各都道府県への聞き取り調査で、種子法廃止後も引き続き種子の生産、普及に関与するという回答をほとんど得ております。その意味で、都道府県の生産、普及する種子の価格自体が高くなるということは想定され

ておりません。

そして、種子法の廃止とかあるいは農業競争力強化支援法案の新規参入支援措置等を通じて、民間事業者の種子生産への新規参入、また大規模な種子生産体制の導入、都道府県が行う種子生産の民間事業者への業務委託、あるいは都道府県施設との民間事業者との共用、そういったものを図っていくことによりまして、種子生産に係るコスト削減も図られるというように予測しております。

そうなりますと、むしろ価格の引き下げにつながる要因もあるわけでございます。民間事業者が種子生産を行っている品種につきまして、現状においても都道府県が生産に関与する種子と比較して価格が高いものがございますけれども、高いからといって農家に不利かどうかという点、収量性が逆に高くて、高い種であっても農家所得が

上がるというものもございます。  
いずれにしましても、種子法の廃止によりまして都道府県と民間事業者の連携による種子生産が促進されることによりまして、民間事業者が開発

した品種も含めて、供給される品種が多様化して、農業者の選択の幅が広がり、農業所得が上がるということにつなげていきたいというように思っております。

○重徳委員 もう何か空想の世界のようにしか聞

こえません。

冒頭の質問で、国際的な、海外の状況はどうですかと申し上げたときに、きちんと把握をされていなかったですね。実際、民間企業が参入して、民間企業が売り出している種に遺伝子組み換えが非常にふえてきているという状況などについてどう捉えているのかもはっきりとしません。

大臣にちよっと更問いでお尋ねしたいんですが、今、収量がふえると。だから、多少高い種であつても量がふえるし、品質はどうか今お触れになりませんでしたのでどう捉えられているのかわかりませんけれども、だから、農家にとつても多少高い種であつてもいいじゃないかという御答弁だったと思います。

実際、世界で起こっていることは、確かに、大規模な農家にとつては、一定のコストがかかつてもたふさんといふのはいいじゃないかということもあるのかもしれないが、しかし、そこはGMでありますから、除草作業が楽であれば大規模農業だつて幾らでもできるわけですから、こんないい種はないわけでありまして、そして、GMがふえているということによつて、農家にとつての選択肢も、そもそも、GMのシェアがふえてくればくるほど従来品種の種を入手することが困難になるわけでありまして、こういった農家の選択肢が狭まつているという状況もこれから出てくるんじゃないかと思ひます。

ですから、今までは都道府県が責任を持つてきちんと安心できる種を供給する、ルートも含めて確保していただくわけですが、こういったルートが今後どうなっていくのか、これも空想のような御答弁になるのかもしれないが、そこはきちつと責任を持った答弁をお願いしたいと思います。

○山本(有) 国務大臣 諸外国の例の中に、モンサントとラウンドアップという、そういう遺伝子組み換え種子等作付の問題、これは南米のエクアドル等で散見されるわけですが、そうした意味で危険性があるということは、私も否定するものではありません。

しかし、海外参入を種子法で阻止しているかといひますと、種子法はそうした状況ではありませんが、むしろ、国内の戦後の食糧不足に対応する種子法で、いわば量産体制を各県に担つていただいたということでもございまして、各県に担つていただくということは、日本全国気候が違います、地形が違います、土質が違います。そんな意味において、それぞれの地域地域でしっかりとやっていただきたい、こういう特殊性がこの国にはございまして。

したがつて、逆に言えば、広大な農地にヘリコプター、飛行機で種をまいて、そしてラウンドアップで除草剤をまいてという低コスト構造の大規模な生産というものに合つていないということが、この国の農業の極めて特徴的なものでございまして。したがつて、これまでそうしたF1の種子において我々が犠牲にならなかつたという利点もあるわけでもございまして。

そうした意味において、今何が必要かといひますと、例えば新しい需要、輸出の需要あるいは業務用米の需要、そういったものに対して的確に対応するために、今のままの制度でいいのかということでもございまして。都道府県における奨励品種、この奨励品種がその県の試験場だけで区切られているのではないのか。隣の県と一緒に作付をするということによつてより強い農業ができるという例もあるわけでもございまして、民間の事業者との連携で新しいこともできるわけでもございまして、多様な選択肢を農家の皆さんに提供するという意味において、今の制度で、全国で一律で、各都道府県それぞれ満遍なく全部やってくださうよ、そういう考え方がいいのかどうかというように反省していきまふと、やはり種子法は改めて、そして、なおかつ新しい需要に対応するということは、廃止が適当だということに至つたわけでもございまして。

御心配の、海外からの種子生産、特に民間事業者の我が国への進出、そういったものについては、これからも注視してしっかりとやっていきたい

というように思つております。

○重徳委員 時間が来ました。

このテーマは非常に重要だと私は思つております。きょうから日米経済対話も始まつております。日本が、種を守る、農業を守るといふ体制が制度として弱まつているところへいろいろな圧力をかけられたら、ひとたまりもない。これは先々、将来を見通しても大きな禍根を残すことになるのではないかと重大な懸念を申し上げます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○北村委員長 次に、斉藤和子君。

○斉藤(和)委員 日本共産党の斉藤和子です。きょうは、砂糖の需要や食の安全にかかわる人工甘味料スクラロースについて質問をします。

スクラロースは、イギリスで開発をされた砂糖を原料とする甘味料です。日本では一九九九年七月に食品添加物に指定をされました。砂糖の六百倍の強い甘みがある一方で、カロリーは一グラム当たりゼロカロリー。このため、カロリーオフやゼロカロリーのダイエット飲料やガム、ドレッシング、デザートなど多くの加工食品に使用されていて、無意識のうちに結構私たちはスクラロースを口にしています。

しかし、スクラロースは毒性の強い化学物質と同じ有機塩素化合物であることから、安全性への懸念を持つている方もおられたり、指摘もされている。こうした中で、人工甘味料不使用などの表示を目にするにもあるようになりまして。

そこで、このスクラロースの一日摂取許容量は体重一キログラム当たり十五ミリグラムとされているわけですが、スクラロースは、それぞれ使用する品目ごとに使用基準が設定されています。どのようなふうになっているでしょうか。

○北島政府参考人 お答えいたします。

我が国におけるスクラロースの使用基準は、食品、添加物等の規格基準において、使用できる食品とその使用限量が定められております。具体的には、生菓子や菓子については一キログ

ラムにつき一・八グラム以下、ジャムについては一キログラムにつき一グラム以下、清酒、果実酒、清涼飲料水、乳飲料などについては一キログラムにつき〇・四グラム以下、コーヒー等に直接加え、砂糖に代替する食品として用いられるものについては一キログラムにつき十二グラム以下などとされております。

○斉藤(和)委員 このように、スクラロースは、それぞれの使用品目ごとに使用量が設定をされているわけですが。

このスクラロースが一体どこで製造をされているのかということなんですが、日本では製造をされていらないので、全て輸入されているという理解でよろしいでしょうか。

○北島政府参考人 厚生労働省といたしましては、個々の食品添加物について国内製造量を把握しておりませんが、関係団体によりまして、食品添加物として国内で流通しているスクラロースにつきましては、全て輸入されているものであると聞いております。

○斉藤(和)委員 全て輸入だということですが。このスクラロースというのは、イギリスのテイト&ライル社というところによつて開発をされました。なので、製法の特許があるために日本ではつくられていないということ、全て輸入だということですが。

日本でつくられていないということですので、繰り返しになりますが、今私たちが食している食品添加物として加工品の中に入っているスクラロースは、全て輸入から入ってくるということによつてよろしいでしょうか。

○北島政府参考人 ただいまお答えいたしましたとおり、全て輸入されているものと関係企業から伺つております。

○斉藤(和)委員 それで、このスクラロース、食品添加物については、その生産量と輸入量に基づいて、摂取量調査というのが行われています。

平成二十六年三月にまとめられたものがあるわけですが、平成二十五年、厚生労働科学研

究費補助金で行われた食品添加物の規格試験法の向上及び摂取量推定等に関する研究、分担研究、食品添加物規格試験法の向上と使用実態の把握等という中で、食品添加物の生産量統計調査を基にした摂取量の推定に関わる研究、その一、指定添加物品目、第十回最終報告というのがあります。これが摂取量調査では最新のものだというふうに思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○北島政府参考人 御指摘の研究につきまして、研究としては最新のものと認識しておりますが、平成二十七年に実施された、実際に流通している食品の調査であるマーケットバスケット方式による一日摂取量調査の結果では、スクラロースの一人当たりの一日摂取量は〇・八二五ミリグラムとなっております。

○斉藤(和)委員 マーケットバスケット方式で二十七年があるというお話でした。その前に、研究調査としては二十六年三月にまとめられたものが最新だということですので、この研究調査に基づく、この平成二十六年三月にまとめられた調査結果、ここでスクラロースの状況はどのように記載をされているでしょうか。

○北島政府参考人 御指摘の研究報告書によりまずと、純食品向け出荷量は十八万キログラム、純食品向け査定量は十四万キログラム、摂取量は十一万二千キログラム、一日一人摂取量は二・四ミリグラムとされております。

○斉藤(和)委員 つまり、十八万キログラムというところから、スクラロースの純食品向け出荷量は、トンに直すと百八十トン、純食品向け査定量は百四十トン、摂取量が百十二トン。百トンを超えているわけです。

スクラロースは、先ほど御答弁があったとおり、確認したとおり、全て輸入されているわけですから、この二十六年の調査によれば百八十トンのスクラロースが輸入されていることになりました。そこで、財務省にお聞きします。

スクラロースの輸入量は、貿易統計上、二〇〇〇年から二〇一一年まで、毎年どのようになっているでしょうか。

○三木大臣政務官 斉藤委員の御質問にお答えいたします。貿易統計におけるスクラロースの輸入量につきましては、二〇一一年の統計から区分を変更し、スクラロース単独での輸入数量の方を記載させていただくようになりました。このため、それ以前のスクラロースのみの輸入量は把握しておらないところでございます。

御質問のあった期間のうち、貿易統計においてスクラロースの輸入量が把握されているのは二〇一一年のみでございます。輸入量は約十六・六トンでございます。

○斉藤(和)委員 二〇一一年から区分を変更したというお話がありました。

そのスクラロースの区分、HSコードで検索をしますと、まさに今おっしゃったとおり、二〇一一年よりは輸入量がゼロの記載なんです。そうすると、区分を変更されたということですが、区分を変更する前は、ではそのスクラロースという区分で輸入量は把握していないということなんでしょうか。

○三木大臣政務官 お答えいたします。

二〇一〇年以前はその他の非縮合フラン環というものの中に含まれておりました。スクラロースのみの輸入量は把握しておりません。

○斉藤(和)委員 スクラロースのみの輸入量は把握していないという御回答でした。

ただ、二〇一一年、今言われているのは、記載されているのが十六トンというお話がありました。厚生労働省の数量でいえば、先ほど確認したとおり、スクラロースの純食品向け出荷量は百八十トンなわけですね。貿易統計では、今のお答えだと十六トン。だから、十数トンぐらいで推移しているわけですね。桁が違うわけですね。

国内で生産されていないということで全量が輸入されているわけですから、非常に、どうなっ

ちゃっているのか。無から有は生まれないわけ、理解に苦しむわけですね。

厚生労働省はこの点、どのように受けとめられますでしょうか。

○北島政府参考人 御指摘の研究報告書による数量については、アンケート方式により、国内の企業から申告をされた数値を積算したものであり、調査対象年度を平成二十二年としております。一方で、財務省の貿易統計におけるスクラロースの輸入状況につきましては平成二十三年以降から統計がとられているものであり、単純に比較はできないものと認識しております。

また、貿易統計につきましては、税関において申告された数値をもとに集計しているものと承知しており、先ほどの研究における推計方法とは異なるものと認識しております。

○斉藤(和)委員 それにしても違い過ぎるわけですね。

スクラロースは、一九九九年七月から食品添加物に指定をされて、先ほど紹介したとおり、多くの加工食品に使われていて、流通をしているわけです。いろいろ、さまざまな調査が行われているわけですが、十年間はスクラロースとして把握をしていないというお話でした。

実際に輸入されていたが、特定の企業の依頼で、特定の国からの輸入量を、財務省は財務省統計から削除したり反映させないということはあるんでしょうか。

昨年の財務省貿易統計資料で見ますと、中華人民共和国からの輸入のみで、その数量は一万八千三百三十八キログラムというふうになされています。最大の輸入国である、つまり、イギリスから特許をとって工場をしているのがアメリカなんです。このアメリカからの輸入量というのは記載がないんです。財務省、どういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○三木大臣政務官 委員の御質問にお答えさせていただきます。

力正確に示す必要がある一方、例えば取引の単価など、輸出入業者の営業上の秘密が明らかとなることで不測の損害を与えないように十分配慮する必要があります。

このことから、経済統計に関する国際条約、その議定書の第一編の(2)においても、「個々の事業所に関する情報を漏らす結果となるような事項を収録し、又は発表するいかなる義務も課するものではない。」とされているところでございまして、また、こうした点を踏まえまして、関税施行令においても、「私人の秘密にわたると認められる事項については、証明書類の交付をせず、及び統計の閲覧をさせない。」とし、営業上の秘密に配慮することとしているところでございます。

このため、品目別のデータなどにおきましては、貿易統計の計数が輸出入量などの総数に満たないことというものはあり得ることでございます。

○斉藤(和)委員 つまり、私人の利益にかかわるものは貿易統計には記載しない、そういう要請が企業側なりからあれば貿易統計には載せなくていい、公表もしないという理解でよろしいでしょうか。

○三木大臣政務官 委員の質問にお答えします。

取引の単価など、輸出入業者の営業上の秘密が明らかとなることによりまして営業上の不利益を与えないために、こういったことは公表しない場合もございます。

○斉藤(和)委員 財務省の、貿易統計とは何か、どのようなことがわかりますかというホームページにこういうふうにかかれていっているんですね。「貿易統計は、経済統計に関する国際条約及び関税法に基づき、我が国の貿易の実態を正確に把握し、各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国や公共機関の経済政策、私企業の経済活動の資料に資することを目的に作成、公表及び閲覧されるもの」というふうにかかれていいます。

つまり、我が国の経済政策をつくる上で、この貿易統計はもとになって経済政策がつけられる、



要はその役割に資する目的で作成されている、こういうふうには財務省のホームページにも書かれていないわけですが、実際に、スクラロース、これは食品化学新聞社というのがレポートを出しているんですけれども、ここでも、大体的な需要量は百トンを超えているんです。しかし、貿易統計では十数トン。だから、桁が違っています。

では、この桁が違ったものをもとに国は経済政策をつくるのかということになるわけですが、これも、非常にこの経済統計そのものの信頼性というのが問われると思うんですが、いかがでしょうか。

○三木大臣政務官 委員の質問にお答えします。

委員御指摘のとおり、貿易統計と貿易取引の実態を極力正確に示す必要があるというのは、もう議員御指摘のとおりでございますけれども、そのことによりまして、国内企業の営業上の秘密が明らかにすることによって、不測の損害を与えかねない事態も予想されることでございます。ここで、こういった場合には、統計に関する国際条約、ここにもありますとおり、この考え方に基づきまして公表を差し控えていただいているところでございます。

○斉藤(和)委員 財務省貿易統計の記載事項の変更あるいはホームページに記載される事項の変更というのは、先ほど御答弁があったとおり、私企業の営業上の秘密に当たるものであれば消せるということですね。

そうすると、例えば、関西のある企業が近畿財務局にお願いすれば、ホームページに掲載されない、貿易統計には載らないということがあるということでしょうか。

○三木大臣政務官 お答えいたします。

そういった数字を明らかにすることによって、その業者の営業上の秘密が明らかにになり、その業者にとって不利益になる、また不測の損害を与えかねない場合には、公表を差し控えていただ

いている場合があるということでございます。○斉藤(和)委員 いや、もう本当に、そういうことをやっていたら、何を一体私たちは信じて統計を見るのかということになるわけですね。

厚生労働省の調査では、先ほどあつたとおり、自主申告に基づいて、輸入量の大半を占めているある一企業の数量も記載をされている。財務省は、逆に言うと、輸入量の大半を占めている一企業の数量を除外して、その他の企業の数量を記載しているというふうにも見えるわけです。二つの省庁でそれぞれ真逆のデータを公表している。事は、国民の口に入る、しかも、安全性に不安を感じている食品添加物で、人工甘味料の摂取量にかかわる問題なわけですから、これは明確にしていく必要があると思うんです。

食品添加物に限られませんが、貿易統計上、こういうふうな営業上不利をこうむる場合、秘密にするということでも明らかにしていないケースというのがほかにあるのか、これを全てやはり明確にさせていただきたい。何が出ているのかということをはつきりさせていた方がいいのか、私たちは一体何を見て議論すればいいのかという話になるわけですね。ぜひ、その辺、いかがでしょうか。

○三木大臣政務官 委員の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、営業上の秘密が明らかにする場合、また不測の損害を与えないように公表を差し控えていただいている品目はございますけれども、個々の品目の貿易実績について非公表扱いにしているものがどれか、あるいは非公表扱いにしているかどうかということは、この場ではお答えを差し控えていただきます。

○斉藤(和)委員 この場ではお答えを差し控えるということでしたので、ぜひ調べていただいて、どんな品目が非公表になっているのか、これをぜひ資料として提出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○三木大臣政務官 委員の質問にお答えさせていただきます。

個々の品目の貿易実績について非公表扱いにしているかどうか、あるいはそれがどうかということとは今回お答えを差し控えていただきたと思いますので、どうぞ御理解いただけますようよろしくお願いします。

○斉藤(和)委員 非公表ということで、これではやはり議論できないわけですから、ぜひ、営業上の損害にならないような形で、せめてどれぐらいの数量が、正確に、輸入されているのか、これぐらいは、やはり国民に責任を持つ政府として、私は提出すべきだと思っております。

ぜひ、委員長、お取り計らいをお願いします。

○北村委員長 後刻、理事会で協議をさせていただきます。

○斉藤(和)委員 ぜひよろしくお願いします。

最後に大臣にお聞きします。人工甘味料、これは甘味料ですから、砂糖の需要にも影響を及ぼすわけですね。

独立行政法人農畜産業振興機構が、近年における人工甘味料の動向とか甘味料の需要実態調査というレポートをまとめているんです。そこでも、食品化学新聞社は、国内の需要量は百トンを超えている、しかし、貿易統計では十数トンになつちやつて、一体これは何が起きているんだらうかというふうな、例えばこういうふうな書かれています。世界市場の圧倒的なシェアを誇るイギリスのテイト&ライル社の生産拠点がシンガポールやアメリカなどにあることを踏まえると、これらの国から輸入されたスクラロースが他のHSコードに分類されている可能性も考えられる。要は、実態把握がよくわからないよということ。要は、農畜産振興機構もこのレポートに書いて

るわけですね。甘味料ですから、繰り返しますが、砂糖の需要にかかわる。TPPの議論の中でも、重要品目の中に砂糖は位置づけられていたわけです。しっかりと、この人工甘味料スクラロースの調査、実態を

明らかにしていく。砂糖の需要にかかわる問題として、大臣としても責任を持ってやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山本(有)国務大臣 スクラロースの輸入量等に関する両省のデータが違ふという点については不案内でございますけれども、食品添加物の安全確保に關しましては、厚生労働省がしっかりと対応していただいているものと承知しております。

そこで、農林水産省としましては、食料の生産から消費までの段階において、食品の安全性の向上に取り組んでいるわけですので、引き続き、食品安全委員会や厚生労働省、関係省庁と連携を組んで、国民のニーズに応えたいというふうに思います。

それから、スクラロースを初めとする人工甘味料についての砂糖の業界への影響でございます。最近の調査で、人工甘味料の使用目的が、カロリーの低減化が主な目的であるということ、コスト削減のために砂糖の代替甘味料として使用している企業は少ないということございました。また、砂糖とは風味が異なるために、人工甘味料への切りかえができませんとする企業もあります。そういう観点から見まして、現時点では、人工甘味料が砂糖の需要を代替しているとは考えておりません。

また、一説によりまして、二十七砂糖年度における人工甘味料スクラロースの砂糖換算値で見ると一・二万トン、そして砂糖消費量は我が国は百九十三・五万トンですから、一％に満たないわけでございます。

そうした需給の状況からしましても、今後検討をしつつも、この人工甘味料の需給の影響についての心配は今のところないというふうに思っております。

○斉藤(和)委員 需給に影響しないというような御答弁で、私は非常に驚いているわけですが、やはり、幾ら入ってきているのかというのを政府全体が輸入量としてつかめていない、統計を見てもわからない、こういう実態は異常だと思

ます。  
ぜひ、しつかり実態も調査をして、影響がない  
というのであれば、その事実を数字としても示し  
ていただきたいということを最後に強調して、質  
問を終わります。  
ありがとうございます。

○北村委員長 次に、内閣提出、土地改良法等の  
一部を改正する法律案を議題といたします。  
これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水  
産大臣山本有二君。

土地改良法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○山本(有)国務大臣 土地改良法等の一部を改正  
する法律案につきまして、その提案の理由及び主  
要な内容を御説明申し上げます。

農業の成長産業化を図るため、農地中間管理機  
構による担い手への農地の利用集積を促進してい  
るところでございます。今後、高齢化の進行等に  
伴い、農地中間管理機構への農地の貸し付けは増  
加する見込みとなっておりますが、その際、基盤  
整備が十分に行われていない農地につきまして  
は、担い手が借り受けにくいおそれがございま  
す。その一方、農地中間管理機構に農地を貸し付けた  
所有者は基盤整備のための費用を負担する用意は  
なく、このままでは基盤整備が滞り、結果とし  
て、担い手への農地の集積、集約化が進まなくな  
る可能性がございます。

また、農業用排水施設につきましては、今後  
十年間で、ダムなどの基幹的な施設の約四割が標  
準耐用年数を超過する見込みでございます。こ  
うした中で、近年、東日本大震災等の巨大地震が日  
本各地で発生しており、ため池等の農業用排水  
施設の耐震化事業を迅速かつ機動的に実施してい  
くことが求められております。

さらに、近年、パイプラインが破裂する等の突

発事故が増加しており、突発事故に迅速かつ機動  
的に対応していくことが必要でございます。

こうした状況を踏まえ、平成二十八年十一月に  
改定された農林水産業・地域の活力創造プランに  
基づき、土地改良制度について、農地の利用の集  
積の促進、防災及び減災対策の強化、事業実施手  
続の合理化に関する措置を講ずるため、この法律  
案を提出した次第でございます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御  
説明申し上げます。

第一に、農地の利用の集積の促進に関する措置  
であります。農地中間管理機構が借り入れている  
農地について、農業者からの申請によらず、都道  
府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤  
整備事業を実施できる制度を創設することとして  
おります。

第二に、防災及び減災対策の強化に関する措置  
であります。ため池等の農業用排水施設の耐震化  
について、農業者からの申請によらず、国または  
地方公共団体が、原則として農業者の費用負担や  
同意を求めずに事業を実施できる制度を創設する  
こととしております。

また、土地改良施設の突発事故への対応につい  
て、農業者からの申請によらず、国または地方公  
共団体が、災害復旧事業と同一の手続で事業を実  
施できるよう措置することとしております。

さらに、除塩事業を土地改良法上の災害復旧事  
業として位置づけることとしております。

第三に、事業実施手続の合理化に関する措置で  
あります。国または都道府県が行う土地改良事業  
の申請人数要件を廃止することとしております。

また、土地改良施設の更新事業のうち、技術革  
新等に起因する機能向上を伴うものに係る同意手  
続を簡素化することとしております。

さらに、土地に共有者がある場合等、代表者一  
人を選任し、共有地に係る一人の事業参加資格者  
等とみなすこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内  
容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い  
ただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。  
○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし  
た。

次回は、来る二十日木曜日午前八時五十分理事  
会、午前九時委員会を開会することとし、本日  
は、これにて散会いたします。  
午後零時十五分散会

土地改良法等の一部を改正する法律案  
土地改良法等の一部を改正する法律  
(土地改良法の一部改正)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十  
五号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同  
項第五号中「災害復旧」の下に「(津波又は高潮に  
よる海水の浸入のために農用地が受けた塩害の  
除去のために必要な事業を含む。)」を加える。

第二条 土地改良法の一部を次のように改正す  
る。  
第二条第二項第五号中「農用地又はを」を「農用  
地若しくはに改め、「含む」の下に「又は土地  
改良施設の突発事故被害(突発的な事故による  
被害をいう。以下同じ。の復旧を加える。  
第三条第八項中「第八十七条の三第六項」を  
「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及  
び第八十八項」に改める。  
第四十四条を次のように改める。  
第四十四条 削除  
第四十八條第三項中「有している」の下に「本  
来のを加え、「とすることその他を」とし、か  
つ、「すべてを」を「全て」に改め、同条第五項  
中「有している」の下に「本来のを加え、「とす  
ることその他を」とし、かつ、「に改める。  
第四十九條第一項中「災害」の下に「又は突発  
事故被害」を加える。  
第五十二條第五項中「すべて」を「全て」に、

「きいた」を「聴いた」に改める。  
第六十四條中「払戻を」を「払戻し」に、「第百十  
三条の二第二項」を「第百十三條の三第二項」に  
改める。

第八十五條第一項中「十五人以上の」及び「又  
は農地中間管理機構を削り、同条第二項中又は  
農地中間管理機構を削り、「及び」を「並び  
に」に改め、同条第三項、第六項及び第七項中  
「又は農地中間管理機構を削る」。

第八十五條の三第二項及び第三項中「有して  
いる」の下に「本来のを加え、「とすることその  
他を」とし、かつ、「に改める。  
第八十七條の二の見出しを削り、同条の前に  
見出しとして「申請によらない土地改良事業」  
を付し、同条第四項中「有している」の下に「本  
来のを加え、「とすることその他を」とし、か  
つ、「に改める。  
第八十八條を削る。

第八十七條の三第一項中「及び前条第一項」を  
「第八十七條の二第二項」に改め、「の事業」の  
下に「及び第八十七條の三第一項又は第八十七  
條の四第一項の規定により行う土地改良事業」  
を加え、同条第六項中「前条第八項」を「第八  
十七條の二第八項」に、「第八十七條の三第一  
項」を「第八十八條第一項第一号」に、「第八  
十七條の三第一項」を「第八十八條第一項」に、  
「第八十七條の三第四項」を「第八十八條第四  
項」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改  
め、同条第十項中「前条第八項及び」を「第八  
十七條の二第八項及び」に、「前条第八項中」を  
「第八十八條第七項」に改め、同条第十二項中「す  
べて」を「全て」に改め、同条第十三項中「前  
条第八項及び」を「第八十七條の二第八項及び」に、  
「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七  
條の三第十三項において準用する同条第四項」を  
「第八十八條第四項」に、「第八十七條の三第十  
二項」を「第十二項」に、「について第八十七條  
の三第十二項」を「について同項」に改め、「同項

の三第十二項」を「について同項」に改め、「同項

の三第十二項」を「について同項」に改め、「同項

の三第十二項」を「について同項」に改め、「同項

の三第十二項」を「について同項」に改め、「同項

及び第五項中「を削り、「長を除く」の下に」。次項において同じ」を加え、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前条第一項第一号」を「第八十七条の二第一項第一号」に、「前条第六項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条に次の六項を加える。

15 都道府県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができ、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内に農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目交換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。第十七項において同じ。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。

二 当該土地改良事業計画を変更したことにつき第十八項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日における前号の農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

16 都道府県知事は、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、土地改良事業の廃止の場合にあつては、土地改良事業の廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、農地中間管理機構の同意を得なければならない。

17 農地中間管理機構は、前項の同意をするに、あらかじめ、当該変更又は廃止につき、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 土地改良事業計画の変更の場合

その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合）には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域内（これらの土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内の農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

18 第十六項の場合には、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで、第八十七条の二第八項及び第九項並びに第八十七条の三第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七条の二第八項中「第六項の規定

による協議とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、第八十七条の三第四項中「対し」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより」と、「第一項の規定により行う」とあるのは「その」と、「事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべき」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とし、又は土地改良事業を廃止すべき」と、「その農地中間管理権を有する農用地」とあるのは「その新たに事業施行地域内農用地とする農用地又はその土地改良事業の廃止に係る事業施行地域内農用地」と、同条第五項中「事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とするために土地改良事業計画を変更し、又はその要請に係る土地改良事業を廃止する場合には、第八十八条第十六項及び第十七項」と、同条第六項中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替へるものとする。

19 第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業につき、緊急耐震工事計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで並びに第八十七条の四第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同

条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替へるものとする。

20 第二項、第七項、第十二項、第十六項又は前項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項、第十三項又は前二項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八十八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

第八十七条の三を第八十八条とし、第八十八条の二に次の三條を加える。

第八十七条の三 都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び前条第一項の規定により行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業（第二条第二項第二号又は第三号の事業に限る。）を行うことができる。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域内に農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目交換を予定する農用地以外の土地がある場合）にあつて

は、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）を有すること。

二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

四 事業施行地域内農用地の集団化その他その土地改良事業の施行に係る地域内における農業構造の改善に相当程度資すると見込まれること。

五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要。第六項において同じ。）について、農地中間管理機構の同意を得なければならない。

3 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、その農地中間管理権を有する事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。

4 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に對し、農地中間管理権を有する農用地（第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地へ

の地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下この条において同じ。）のみを事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべきことを要請することができる。この場合において、その農地中間管理権を有する農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。

5 前項の規定による要請に基づき、都道府県知事がその要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項に規定する手続を省略することができる。

6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、当該土地改良事業の計画の概要について、関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業の施行に係る地域内に土地改良施設がある場合において、その土地改良施設の管理者として土地改良区その他農林水産大臣の指定する者があるときにあつては、その者の意見を聴かなければならない。

7 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、前条第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と読み替えるものとする。

（急施の場合）

第八十七条の四 第八十五条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国

土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第九条第五号に規定する脆弱性評価の結果、地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急耐震工事計画を定めてその事業を行うことができる。

2 前項の規定により緊急耐震工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業による変更後の農業用排水施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその農業用排水施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

3 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

4 第一項の場合には、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項及び第五項から第十項までの規定を準用する。

第八十七条の五 第八十五条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第二条第二項第五号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

2 前項の応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

第八十九条の二第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第二条第二項第五号の事業」を「行う土地改良事業」に改める。

第九十条第七項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に改める。

第九十条の二第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「第百十三条の三第三項」を「第百十三条の三第二項」に、「第百十三条の二第三項」を「同項」に改める。

第九十一条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業については、その分担金を徴収しないものとする。

第九十一条の二第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中、「第四項」の下に、「第六項」を加え、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

一 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者  
次のいずれかに掲げる場合  
イ 当該事業施行地域内農用地を第八十七

口 当該事業施行地域内農用地を自ら目的  
外用途に供した場合

ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合

事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

口 当該事業施行地域内農用地を自ら目的  
外用途に供した場合

前項の特別徴収金の額については、第三項規定を準用する。

九十二条中「第百十三條の第二項を「第百十三條の第三項」に、「第百十三條の第二項」を「第百十三條の第三項」に改め、同條の次の一條を加える。

農業振興地域の整備に関する法律の特例)  
九十二条の二 農業振興地域の整備に関する

律第十三条第一項の規定による農業振興地の整備計画の変更のうち、農用地等（同法第二条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域（同法八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）以下この条において同じ。）内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、その変更に係る土地が第八十七の三第一項の規定により行う土地改良事業施行に係る地域内にあるときは、同法第十

三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができる。

第九十六条中「行なう」を「行う」に、「すべて」を「全て」に改め、「ならない。」を削り、「あるのは」を「あるのは」に、「第百十三条の第二項」を「第百十三条の第三第二項」に改め、「第九十六  
条において準用する」を削る。

第九十六條の四第二項中「第八十八條」を「第八十七條の四第一項、第二項及び第四項、第八十七條の五、第八十八條第十九項及び第二十二項」に改め、「あり、」の下に並びに「を加え、」を削り、「その第三條に規定する」を「その第三條の二第二項を」第百十三條の三第三項に、「第百十三條の二第三項」と、第百十三條の三第三項を「第百十三條の三第三項」と、第八十八條第一項を「第百十三條の三第三項」と、第八十七條の四第一項中「第八十五條から前条まで」とあるのは「第九十六條の二及び第九十六條の三」と、同条第二項中「あらかじめ」と

めるのは「あらかじめ市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議することともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七条第三項」とあるのことは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項に、「及び第九十六条の三」との「から第九十六条の四まで」に改め、「定め」との下に、「第八十八条第十九項中「第八条第三項」とあるのは、第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第八十八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第八十八条第二項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、同条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設設置農林水産省令で定めるものに限る。」がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「そ

の緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続」とあるのは「手続」とを加え、同条第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の四第二項の緊急耐震工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七条の五第一項」に改める。

第百十三條の三第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第百十三條の四とし、第百十三條の二を第百十三條の三とする。

第百十二条の次に次の一条を加える。  
(土地の共有者等の取扱い)

第百十三條の二 同一の土地について、共有者があり、又は権原に基づき使用及び収益ををする者が二人以上ある場合には、これらの者で第三條に規定する資格を有するものは、第五條第二項及び第四項、第十一條、第四十八條第三項から第七項まで（同條第四項及び第六項にあつては、第八十八條第六項及び第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十五條第二項及び第三項、第八十五條の二第二項及び第三項、第八十五條の三第二項、第三項、第七項及び第八項、第八十七條の二第三項及び第四項、第八十八條第一項及び第二項、第九十六條の二第二項及び第

三項並びに第九十六条の第三項及び第三項の規定の適用については、合わせて一の第三条に規定する資格を有する者とみなす。ただし、これらの者のみにより土地改良区を設立しようとし、又はこれらの者のみが土地改良区の組合員となつている場合には、この限りでない。

同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が二人以上の者の共有に属する場合には、その共有に属する権利を有する者は、第五十二条第五項前段及び第六項（これらの規定を第五十三条の四第二項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十九条の二第二項同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項（第百条の二第二項（第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十一条において準用する場合を含む。以

下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）、第五十二条第七項（第五十三条の四第二項、第八十九条の二第二項、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十一条、第九十七条第一項から第三項まで（第一百十一条において準用する場合を含む。）並びに第三百三十六条第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、当該共有に属する権利ごとに、合わせて一の当該共有に属する権利を有する者とみなす。

前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な読替えは、政令で定める。

第一項又は第二項の規定により一の第三條に規定する資格を有する者とみなされる者又は一の同項に規定する共有に属する權利を有する者とみなされる者(第七項において「みな



し三条資格者等」という。は、農林水産省令で定めるところにより、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名又は名称及び住所を第五条第一項、第八十五條第一項、第八十五條の二第一項若しくは第八十五條の三第一項若しくは第六項の規定により申請をする者(以下この条において「申請者」という。)又は土地改良事業を行う者に通知しなければならぬ。

5 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて、申請者及び土地改良事業を行う者に対抗することができない。

6 第四項の代表者の解任は、農林水産省令で定めるところにより、申請者又は土地改良事業を行う者にその旨を通知するまでは、これをもつて、申請者又は土地改良事業を行う者に対抗することができない。

7 第四項の規定により代表者を選任しなければならぬ場合において、同項の規定による通知がないときは、申請者又は土地改良事業を行う者がこの法律又はこの法律に基づく命令、定款若しくは規約の規定によりみなし三条資格者等に対してする行為は、みなし三条資格者等のうちいずれか一人に対してすることをもつて足りる。

第百七十七條中「第百十三條の二、第百十三條の三」を「第百十三條の三、第百十三條の四」に改める。

第百二十二條第二項中「第八十七條の三第六項」を「第八十七條の三第七項、第八十七條の四第四項(第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。)、第八十八條第六項」に、「及び第十三項」を、「第十三項、第十八項及び第十九項(第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第三條 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第四項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他を」とし、かつ、「に改める。

第十五條中「第八十七條の三第六項」を「第八十七條の三第七項、第八十七條の四第四項(第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。)、第八十八條第六項」に、「及び第十三項」を、「第十三項、第十八項及び第十九項(第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第四條 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項第四号及び第五号を次のように改める。

四 前項第三号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 農用地等の所有者が当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下この号において同じ。からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農地中間管理機構が農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れること。

ロ 農地中間管理権の取得に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七條の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

五 前項第四号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。  
イ 地域の農業の健全な発展を旨として、

公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うこと。

ロ 第十八條第一項に規定する農用地利用配分計画の決定に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の貸付けの相手方に対し、土地改良法第八十七條の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第六條から第八條までの規定は、公布の日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の土地改良法第二條第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に発生した塩害について適用する。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第二條の規定による改正前の土地改良法(以下「旧土地改良法」という。)第四十四條第一項の規定により同項の代表者がした土地改良法の組合員としての行為及び同条第四項の規定により同条第一項に規定する者のうちの一人に對してした行為については、なお従前の例による。

第四條 第二條の規定による改正後の土地改良法(以下「新土地改良法」という。)第八十七條の三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地、土地改良法第二條第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。(新土地改良法第八十七條の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その

土地を含む。)について適用する。

第五條 次に掲げる手続については、新土地改良法第百十三條の二の規定は、適用しない。

一 施行日前に土地改良法第五條第二項の規定によりされた公告に係る土地改良区の設立に関する手続

二 施行日前に旧土地改良法第四十八條第三項の規定によりされた公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の開始に関する手続

三 施行日前に旧土地改良法第五十二條第五項(土地改良法第五十三條の四第二項(旧土地改良法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び旧土地改良法第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。)の規定によりされた議決に係る換地計画の決定又は変更に関する手続

四 施行日前に旧土地改良法第八十五條第二項若しくは第八十五條の三第二項又は土地改良法第八十五條の二第二項、第八十五條の三第七項、第八十七條の二第三項若しくは第九十六條の二第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業の開始に関する手続

五 施行日前に旧土地改良法第八十七條の三第一項又は土地改良法第九十六條の三第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に関する手続

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 農地中間管理機構は、施行日まで、第四條の規定による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律(以下この条において「新農地中間管理事業法」という。)第八條の規定の例により、同条第三項第四号口及び第五号口に掲げる事項を内容とする農地中間管理事業の推進に関する法律第八條第一項に規定する農地中間管理事業規程の変更に係る同項の認可を受けなけ



ればならない。この場合において、当該認可  
は、施行日において新農地中間管理事業法第八  
条の規定によりされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条ただし書に規定す  
る規定については、当該規定)の施行前にした  
行為に対する罰則の適用については、なお従前  
の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法  
律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する  
経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、土地改良事業が効率的かつ効果  
的に実施されるよう、土地改良制度の在り方に  
ついて不断の見直しを行うとともに、平成三十  
五年度までの間に、農用地の集団化その他農業  
構造の改善の状況その他の事情を勘案し、新土  
地改良法の規定について検討を加え、その結果  
に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第十条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四  
十四年法律第七十九号)の一部を次のように改  
正する。

第二十二條第三項中「第百十三條の三」を「第  
百十三條の四」に改める。

(農住組合法の一部改正)

第十一條 農住組合法(昭和五十五年法律第八十  
六号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「第百十三條の二第三項」を「第百  
十三條の三第三項」に改める。

(東日本大震災に対処するための土地改良法の  
特例に関する法律の一部改正)

第十二條 東日本大震災に対処するための土地改  
良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第  
四十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「有している」の下に「本来の」  
を加え、「とすることその他」とし、かつ、「  
に改める。」

(東日本大震災復興特別区域法及び大規模災害  
からの復興に関する法律の一部改正)

第十三條 次に掲げる法律の規定中「第八十七條  
の三第二項」を「第八十八條第二項」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三  
年法律第百二十二号)第五十二條第二項

二 大規模災害からの復興に関する法律(平成  
二十五年法律第五十五号)第十六條第二項  
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十四條 福島復興再生特別措置法(平成二十四  
年法律第二十五号)の一部を次のように改正す  
る。

第八條第二項中「第八十七條の三第二項」を  
「第八十八條第二項」に改め、「有している」の  
下に「本来の」を加え、「とすることその他」と  
し、かつ、「に改め、同條第七項中「有している」  
の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を  
「とし、かつ、」に改める。

第十七條の七第二項中「第八十七條の三第二  
項」を「第八十八條第二項」に改め、「有してい  
る」の下に「本来の」を加え、「とすることその  
他」を「とし、かつ、」に改め、同條第六項中「有  
している」の下に「本来の」を加え、「とすること  
その他」を「とし、かつ、」に改める。

理 由

最近における農業・農村をめぐる状況の変化に  
鑑み、農用地の利用の集積その他農業生産の基盤  
の整備を促進するため、農地中間管理機構が農地  
中間管理権を有する農用地を対象とする土地改良  
事業及び農業用排水施設の耐震化を目的として  
急速に行う土地改良事業を創設する等の措置を講  
ずる必要がある。これが、この法律案を提出する  
理由である。

平成二十九年五月二十九日印刷

平成二十九年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U